

新宿区第三次男女共同参画推進計画 進捗状況調査 (令和4年度実績等)

子ども家庭部 男女共同参画課

第三次男女共同参画推進計画 令和4年度進捗状況調査

別紙1

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考) 令和3年度実績(F)	令和5年度 of 取組み(予定)(G)		令和6年度以降 of 取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
〈とみにみとめあう〉目標1 多様な生き方をみとめあう社会づくり															
(1)人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。															
①男女共同参画に向けた意識の形成															
1	男女共同参画を推進するための講座の実施	男女共同参画を推進するための啓発講座を実施します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。		2023	講座の満足度80%		啓発講座 20回 参加者又は申込者・参加者延べ733人 講座の満足度92%。オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	啓発講座 19回 参加者又は申込者・参加者延べ695人 講座の満足度94%。オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
2	男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催	家庭や職場における性別役割分担意識を見直す動きにつなげていくため、区民との協働により男女平等・男女共同参画社会を目指すための講演会やフォーラムなどの催しを開催します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。		2023	男女共同参画フォーラムの企画運営への参加者数10人		男女共同参画フォーラム「あなたの居場所と時間はありますか〜輝いて生きるために〜」参加者61人 実行委員参加人数10名	男女共同参画フォーラムの企画運営への参加者数5人 申込者819人。動画配信サービスを利用したオンライン形式で実施した。	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
3-1	男女共同参画に関する情報提供	広報紙やホームページ等により、男女共同参画について区民にわかりやすく積極的な情報提供を行います。			-		・区公式ホームページのトップページにて、随時、男女共同参画事業について情報掲載を行ったほか、ソーシャルメディア(ツイッター・フェイスブック・YouTube・LINE)でも男女共同参画推進に係る講座の情報等を発信した。 ・広報新宿への関連記事掲載 ・男女共同参画週間 ・男女共同参画推進センターの講座・催し ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援・表彰 ・男女共同参画情報誌 ほか	・区公式ホームページのトップページ(「注目情報」等)や「モバイル版ホームページ」にて、随時、男女共同参画事業について情報掲載を行ったほか、ソーシャルメディア(ツイッター・フェイスブック)でも男女共同参画推進に係る講座の情報等を発信した。 ・広報新宿への関連記事掲載 ・男女共同参画週間 ・男女共同参画推進センターの講座・催し ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援・表彰 ・男女共同参画情報誌 ほか	A.継続して実施		A.継続して実施			総合政策部	区政情報課
3-2	男女共同参画に関する情報提供	情報誌や広報紙・ホームページで、男女共同参画に関する国内外の情報やさまざまな施策、取組みを紹介します。			-		・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」141(12ページ)、142号(20ページ) 各5,000部発行・配布した ・6月25日号の広報紙に男女共同参画週間(6月23日から29日)の記事を掲載し、ホームページでも周知した □	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」139(12ページ)、140号(20ページ) 各5,000部発行・配布した ・6月15日号の広報紙に男女共同参画週間(6月23日から29日)の記事を掲載し、ホームページでも周知した □	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
3-3	男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する図書などの充実を図り、貸し出しを行います。			-		新規購入 図書361冊、DVD6点	新規購入 図書407冊、DVD9点	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
4-1	小中学生に向けた意識啓発の推進	小学5年生を対象に男女共同参画を考える啓発誌を発行し、男女平等・男女共同参画の意識づくりを行います。			-		小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:2,004部	小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:1,888部	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
4-2	小中学生に向けた意識啓発の推進	中学生を対象に、30(2018)年度は男女共同参画に関する出前講座を実施します。それを踏まえて、31(2019)年度から中学2年生を対象とした男女共同参画を考える啓発誌を発行し、男女平等・男女共同参画の意識啓発を進めます。			-		中学生向け啓発誌「みんなちがっていい」の配布:1,064部	中学生向け啓発誌「みんなちがっていい」の配布:1,067部	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
5-1	相談事業の充実	ライフスタイルの変化等により多様化する悩みに対して、面接や電話による相談を行います。				●	・毎週月曜日から土曜日の10時～16時まで電話による相談の実施 ・男性相談員による相談(電話)を毎週土曜日13時～16時まで実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響によりいずれの相談も面談は中止	・毎週月曜日から土曜日の10時～16時まで電話による相談の実施 ・男性相談員による相談(電話)を毎週土曜日13時～16時まで実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響によりいずれの相談も面談は中止	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
5-2	相談事業の充実	相談機関相互で連携を取り合い、ネットワークを結ぶような体制の充実を図ります。					女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した(うち1回は書面開催)	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
②多様な性の理解促進と支援															
6-1	性自認や性的指向等についての意識啓発の推進	情報誌や講座、ホームページ等を通して、性自認や性的指向等についての意識啓発を行います。講座等の開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。				●	性と生の講座2回 申込者97人 オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	性と生の講座2回 申込者96人 オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
6-2	性自認や性的指向等についての意識啓発の推進	性の多様性の理解を深めるための啓発グッズを作成し、配布します。					性の多様性の理解促進を記載した啓発用のポケットティッシュを作成し、区役所本庁舎の窓口や特別出張所等で配布した。配布数9,000個	性の多様性の理解促進を記載した啓発用のポケットティッシュを作成し、区役所本庁舎の窓口や特別出張所等で配布した。配布数9,000個	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
6-3	性自認や性的指向等についての意識啓発の推進	中学2年生に配布する男女共同参画啓発誌を通して、性自認や性的指向等についての意識啓発を行います。					中学生向け啓発誌「みんなちがっていい」の配布:1,064部	中学生向け啓発誌「みんなちがっていい」の配布:1,067部	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
6-4	性自認や性的指向等についての意識啓発の推進	小学校5年生に配布する男女共同参画啓発誌を改訂し、性自認や性的指向等についての意識啓発を行います。					小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配布:2,004部	小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配布:1,888部	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
7	性自認や性的指向等にかかわる相談窓口の周知	性自認や性的指向等に関する当事者や家族等の悩みについて「性と生アドバイザー」による相談窓口の周知をホームページや情報誌などで行います。					「性と生アドバイザー」による相談窓口について、ホームページやパンフレットで周知を行った	「性と生アドバイザー」による相談窓口について、ホームページやパンフレットで周知を行った	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
8-1	NPO等との連携による支援の充実	NPO等と連携し、性自認や性的指向等に関する講座等の開催や情報提供を行います。				●	NPOと協働で性自認や性的指向等に関する講座をオンラインで実施した。 ・区民団体との連携講座 申込者59人	NPOと協働で性自認や性的指向等に関する講座をオンラインで実施した。 ・性と生の講座 申込者31人 ・パートナーシップ講座 申込者87人	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
8-2	庁内での取組推進、職員の意識啓発	窓口対応や行政サービスの実施にあたり、性自認や性的指向に関する相談や対応等の状況を調査し、庁内で情報共有を図っていきます。また、調査結果を公表し、区の取組みを周知します。					LGBT等性的マイノリティに関する対応状況を調査し、調査結果を庁内で共有するとともに、ホームページで公表した。	LGBT等性的マイノリティに関する対応状況を調査し、調査結果を庁内で共有するとともに、ホームページで公表した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
8-3	庁内での取組推進、職員の意識啓発	庁内の関係各課と連携し、取組みを進めていくための連絡会議を設置します。					性的マイノリティ検討委員会・検討部会をそれぞれ1回開催した。	性的マイノリティ検討委員会・検討部会をそれぞれ2回開催した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
8-4	庁内での取組推進、職員の意識啓発	性自認や性的指向に関して、職員の理解に必要な正しい知識、窓口対応等を記載したハンドブックを作成し、全職員に配布します。					新宿区性自認・性的指向に関する職員のためのハンドブックを作成し、庁内のイントラネットで公開した。	新宿区性自認・性的指向に関する職員のためのハンドブックを作成し、庁内のイントラネットで公開した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
8-5	庁内での取組推進、職員の意識啓発	性自認や性的指向に関して、職員研修等の取組を行います。					新任研修(職員採用時研修、ビジネスマナー)、管理職研修(ダイバーシティマネージメント)のカリキュラムに取り入れることで、性自認・性的指向に関する職員の正しい知識の習得に取り組んだ。	新任研修(ビジネスマナー)、管理職研修(ハラスメント防止、ダイバーシティマネージメント)のカリキュラムに取り入れることで、性自認・性的指向に関する職員の正しい知識の習得に取り組んだ。	A:継続して実施		D:事業終了(統合)		総務部	人材育成等担当課	

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
8-6	庁内での取組推進、職員の意識啓発	性自認や性的指向に関して、職員研修等の取組を行います。					人材育成センターが実施する新任研修(職員採用時研修、ビジネスマナー)、管理職研修(ダイバーシティマネージメント)のカリキュラムに取り入れることで、性自認・性的指向に関する職員の正しい知識の習得に取り組んだ。	人材育成センターが実施する新任研修(ビジネスマナー)、管理職研修(ハラスメント防止、ダイバーシティマネージメント)のカリキュラムに取り入れることで、性自認・性的指向に関する職員の正しい知識の習得に取り組んだ。	A:継続して実施		D:事業終了(統合)			子ども家庭部	男女共同参画課
③メディアにおける性差別の防止															
9	広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発	区の広報や情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。		2023	性別役割分担意識に反対する人の割合(区政モニターアンケート)70%		性別役割分担意識に反対する人の割合(区政モニターアンケート)69.1%	性別役割分担意識に反対する人の割合(区政モニターアンケート)64.8%	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
10-1	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。					・印刷物の作成にあたっては、性別に関わらない表現に努めた。 ・広報紙の編集等において一方の性別に偏った視点や表現にならないように配慮した。 ・レポート等の発行及び周知用チラシの作成にあたっては、性別に関わらない表現に努めるとともに、表現方法に偏りがないか配慮した。 ・印刷物の大きさ、デザイン、色合いなどを男女ともに受け入れやすいものにした。 ・周知用チラシの内容については、男女ともに気軽に参加しやすいものにした。	・印刷物の作成にあたっては、性別に関わらない表現に努めた。 ・広報紙の編集等において一方の性別に偏った視点や表現にならないように配慮した。 ・レポート等の発行及び周知用チラシの作成にあたっては、性別に関わらない表現に努めるとともに、表現方法に偏りがないか配慮した。 ・印刷物の大きさ、デザイン、色合いなどを男女ともに受け入れやすいものにした。 ・周知用チラシの内容については、男女ともに気軽に参加しやすいものにした。	A:継続して実施		A:継続して実施			総務部(自治創造研究所含む)	各課
10-2	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。					冊子やチラシ等の作成に当たっては、一方の性別に偏った内容にならないよう配慮した。	冊子やチラシ等の作成に当たっては、一方の性別に偏った内容にならないよう配慮した。	A:継続して実施		A:継続して実施			総務部(危機管理担当含む)	各課
10-3	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。					・性別に関わらない表現に努めた。(生涯学習スポーツ課) ・性別に関わらない表現に努めた。(多文化共生推進課)	・性別に関わらない表現に努めた。(生涯学習スポーツ課) ・性別に関わらない表現に努めた。(多文化共生推進課)	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	各課
10-4	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。					・引き続き区主催のイベントの公告印刷物等について、男女ともに受け入れやすいものとし、性別に関わらない内容・表記となるよう配慮した。	・引き続き区主催のイベントの公告印刷物等について、男女ともに受け入れやすいものとし、性別に関わらない内容・表記となるよう配慮した。	A:継続して実施		A:継続して実施			文化観光産業部	各課
10-5	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。					・一方の性別に偏った視点や表現や性別に関わらない表現に努めた。	・一方の性別に偏った視点や表現や性別に関わらない表現に努めた。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	各課
10-6	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。					・イベントの開催については、男女が参加することを前提としたポスター・チラシを作成した。 ・発行物に関しては表現に偏りがないように配慮した。 ・講座やセミナー参加者へのアンケートの性別欄に「その他()」も記載している。	・イベントの開催については、男女が参加することを前提としたポスター・チラシを作成した。 ・発行物に関しては表現に偏りがないように配慮した。 ・講座やセミナー参加者へのアンケートの性別欄に「その他()」も記載している。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	各課
10-7	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。					・パンフレット等作成時は、表現に偏りがないよう配慮した。	・パンフレット等作成時は、表現に偏りがないよう配慮した。	A:継続して実施		A:継続して実施			健康部	各課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
10-8	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。			-		・広報、出版物を発行する場合は、性差における不快な表現にならないよう配慮した。	・広報、出版物を発行する場合は、性差における不快な表現にならないよう配慮した。	A:継続して実施		A:継続して実施			みどり土木部	各課
10-9	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。			-		・一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	・一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	A:継続して実施		A:継続して実施			環境清掃部	各課
10-10	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。			-		・部内各課で発行する冊子等については、性差別につながる表現が無いよう配慮した。	・部内各課で発行する冊子等については、性差別につながる表現が無いよう配慮した。	A:継続して実施		A:継続して実施			都市計画部	各課
10-11	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。			-		・広報及び出版物の該当事項はなし	・広報及び出版物の該当事項はなし	A:継続して実施		A:継続して実施			会計室	各課
10-12	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。			-		・広報物や刊行物などについては、一方の性別に偏った表現にならないよう配慮した。	・広報物や刊行物などについては、一方の性別に偏った表現にならないよう配慮した。	A:継続して実施		A:継続して実施			議会事務局	各課
10-13	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。			-		・一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	・一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	A:継続して実施		A:継続して実施			監査事務局	各課
10-14	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。			-		・印刷物やポスターについては性差別と捉えられる表現等はなかった。また、掲載記事についても、性の一方に偏った表現はなかった。	・印刷物やポスターについては性差別と捉えられる表現等はなかった。また、掲載記事についても、性の一方に偏った表現はなかった。	A:継続して実施		A:継続して実施			選挙管理委員会	各課
10-15	男女平等の視点からの広報、出版物についての配慮	区が発行する広報や刊行物などの印刷物については、男女共同参画の視点に立った内容や性差別につながる表現に努めます。			-		・広報紙や冊子等の発行にあたっては、一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	・広報紙や冊子等の発行にあたっては、一方の性別に偏った視点や表現にならないよう配慮した。	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	各課
11-1	メディア・リテラシーの向上	講座、講演会等により、メディア・リテラシーの向上を図ります。			-		・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」公募編集委員 編集講座 2回 ・小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付 2,004部	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」公募編集委員 編集講座 2回 ・小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付 1,888部	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
11-2	メディア・リテラシーの向上	コンピューター利用を推進する中で、メディア・リテラシーを含めた情報教育の充実を図ります。		2023	小学生・中学生対象に情報モラル出前授業実施 教員対象の情報モラル研修 実施		・夏季集中研修において、ICT・情報モラルに関する研修を実施した。 ・情報モラル教育授業支援の実施 小学生向け出前授業(小学校第5学年対象) 全29校 中学生向け出前授業(中学校第1学年対象) 全10校	・夏季集中研修において、ICT・情報モラルに関する研修を実施した。 ・情報モラル教育授業支援の実施 小学生向け出前授業(小学校第5学年対象) 全29校 中学生向け出前授業(中学校第1学年対象) 全10校	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	教育指導課
④性の商品化の防止															
12-1	性にかかわる相談体制の整備	女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、都や区、関係機関とのネットワークづくりを図ります。			-		女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した(うち1回は書面開催)	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
12-2	性にかかわる相談体制の整備	女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、都や区、関係機関とのネットワークづくりを図ります。			-	●	東京都婦人相談研究会参加(5人) 全国婦人相談員心理判定員研究協議会参加 関東甲信越地区婦人保護事業研究協議会書面開催	東京都婦人相談研究会参加(5人) 全国婦人相談員心理判定員研究協議会参加 関東甲信越地区婦人保護事業研究協議会書面開催	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	生活福祉課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
13	売買取や性の商品化防止についての意識啓発の推進	情報誌や講座等を通じて、売買取や性の商品化防止について意識啓発を行います。			-	●	性と生の講座2回 申込者延べ97名 オンライン講座として実施した。	性と生の講座2回 申込者延べ96名 オンライン講座として実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
14	売買取や性の商品化防止に取り組むNPOとの連携	NPO等と連携し、売買取や性の商品化等の防止に向けた意識啓発に取り組めます。			-	●	NPOと協働でデジタル暴力等の現状について、オンライン講座を実施した。	NPOと協働で性的商品化等の現状について、オンライン講座を実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
⑤男女共同参画に関する調査・研究の充実															
15-1	男女共同参画に関する意識調査の実施	男女平等・男女共同参画に関する意識・実態調査を計画策定の前年度に行います。			-		・第四次男女共同参画推進計画策定に向け「男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査」を行った。	翌年度の実施に向けて、調査の方針等を検討した	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
15-2	男女共同参画に関する意識調査の実施	「男女共同参画に関する意識について」をテーマに区政モニターアンケートを実施します。			-		区民を対象に、区政モニターアンケートにより、男女平等・男女共同参画やDVIに関する意識・実態調査を実施した。 年1回	区民を対象に、区政モニターアンケートにより、男女平等・男女共同参画やDVIに関する意識・実態調査を実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			総合政策部 子ども家庭部	区政情報課 男女共同参画課
15-3	男女共同参画に関する意識調査の実施	「男女共同参画に関する意識について」をテーマに区政モニターアンケートを実施します。			-		区民を対象に、区政モニターアンケートにより、男女平等・男女共同参画やDVIに関する意識・実態調査を実施した。 年1回	区民を対象に、区政モニターアンケートにより、男女平等・男女共同参画やDVIに関する意識・実態調査を実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
⑥国際化への対応															
16	外国人への支援と交流	地域住民や活動団体などのネットワーク化を図り、情報の共有や相互の事業協力等を通じて多文化共生のまちづくりを推進します。	○	2023	ネットワーク構築のための多文化共生連絡会の参加団体数 128	●	多文化共生連絡会の参加団体数 119 開催回数6回(うち世話人会1回) オンライン及び会場とオンライン併用で開催	多文化共生連絡会の参加団体数 118 6回中1回中止、5回オンライン及び会場とオンライン併用で開催	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	多文化共生推進課
17-1	外国人への情報提供	新生活生活スタートブック、外国語版広報紙、生活情報紙を発行します。			-		・新生活生活スタートブックは、日本語・英語・中国語・韓国語併記版の他に、日本語・ネパール語・ベトナム語・ミャンマー語併記版を発行した。 ・外国語広報紙は、年3回4言語で各4,500部(計54,000部)を発行した。 ・外国語生活情報紙は、4言語8分野で発行した。	・新生活生活スタートブックは、日本語・英語・中国語・韓国語併記版の他に、日本語・ネパール語・ベトナム語・ミャンマー語併記版を発行した。 ・外国語広報紙は、年3回4言語で各4,500部(計54,000部)を発行した。 ・外国語生活情報紙は、4言語8分野で発行した。	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	多文化共生推進課
17-2	外国人への情報提供	外国人向け生活情報ホームページ、外国語版SNSにより、生活情報等を外国人に提供します。			-		・外国人向け生活情報ホームページを毎月3回更新し、新しい行政情報や地域情報を掲載した。 ・外国語版SNS(Facebook, Twitter, LINE, 微博(Weibo))を運営し、月10回程度発信した。	・外国人向け生活情報ホームページを毎月3回更新し、新しい行政情報や地域情報を掲載した。 ・外国語版SNS(Facebook, Twitter, LINE@, 微博(Weibo))を運営し、月15回程度発信した。	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	多文化共生推進課
18	外国人相談窓口の運営	外国人相談窓口を運営します。			-		・本庁舎としんじゅく多文化共生プラザの2か所で運営した(日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語)。	・本庁舎としんじゅく多文化共生プラザの2か所で運営した(日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語)。	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	多文化共生推進課
(2) 固定的な性別役割分担意識を解消します。															
①若い世代や男性に対する男女共同参画意識の啓発															
19-1	若い世代に向けた意識啓発	若い世代に対し、若者向け講座等を通して、男女共同参画社会の必要性についての認識を深めることができるよう、継続的な意識啓発を行います。		2023	若者対象講座の満足度 80%	●	・若者応援講座2回(オンラインで実施) 申込者48人。若者対象講座の満足度 84% ・若者のつどいをオンラインで11月19日に開催。事前事後配信を10月24日～12月18日の間実施した。	・若者応援講座2回(オンラインで実施) 申込者63人。若者対象講座の満足度 80% ・若者のつどいをオンラインで11月20日に開催。事前事後配信を10月25日～12月20日の間実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
19-2	若い世代に向けた意識啓発	若者のつどいの開催は、新たな生活様式を踏まえ、オンラインを活用したイベントとする等、若い世代の参加が促進されるよう取り組みます。		2023	若者のつどいの開催 年1回	●	オンラインで11月19日に開催。事前事後配信を10月24日～12月18日の間実施した。	オンラインで11月20日に開催。事前事後配信を10月25日～12月20日の間実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考) 令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
20	男性に向けた意識啓発	男性に対して、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女共同参画の意識を持てるよう、学習の機会や情報提供を通じ、継続的な意識啓発を行います。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。(下線部分の追加)		2023	男性対象講座の満足度 80%	●	男性対象講座2回(うち1回はオンライン講座) 申込者・参加者延べ46人 男性対象講座の満足度 100%。オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	男性対象講座2回(うち1回はオンライン講座) 申込者・参加者延べ41人 男性対象講座の満足度 87%。オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発															
21-1	多様な学習機会や情報の提供	家庭教育・子育てへの保護者等の参加を促進する機会となるよう、家庭教育事業の土・日曜日の実施やテーマ設定を行います。			-		・家庭教育講座の開催 22回・延べ699名 ・PTA研修会の開催 7回・延べ1,329名 ・家庭教育支援セミナーの実施 対面2回(2テーマ) ・PTAへの専門家派遣 4回(小学校4回) ・入学前プログラムの実施 29校 ・家庭教育ワークシートの作成 幼児用を改訂し、幼稚園・保育園等に配布 / 小学校低学年用・高学年用を改訂し、区立全小学校に配布 / 中学生用を改訂し、区立全中学校に配布	・家庭教育講座の開催 7回・延べ313名 ・PTA研修会の開催 6回・延べ905名 ・入学前プログラムの実施 全中止(予定29校) ・家庭教育支援セミナーの実施(4テーマ) 対面1回(1テーマ)、動画配信3回(3テーマ) ・家庭教育ワークシートの作成 幼児用を改訂し、幼稚園・保育園等に配布 / 小学校低学年用・高学年用を改訂し、区立全小学校に配布 / 中学生用を改訂し、区立全中学校に配布	A.継続して実施		A.継続して実施			教育委員会事務局	教育支援課
21-2	多様な学習機会や情報の提供	区民プロデュース講座を開催し、区民や区内の学習団体が男女の別なく自主的に講座を企画・運営する機会を提供します。			-		・区民団体等による自主企画事業に対する支援事業 成立事業数10事業(高齢者教養6、区民プロデュース4事業)	・区民団体等による自主企画事業に対する支援事業 成立事業数7事業(高齢者教養6、料理1事業) 新型コロナウイルス感染症の影響により、1事業を実施できなかった。	A.継続して実施		A.継続して実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課
21-3	多様な学習機会や情報の提供	指導者を希望する区民を、生涯学習支援者バンクに登録し、必要とする区民に紹介します。			-		バンク登録者380人	バンク登録者380人	A.継続して実施		A.継続して実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課
21-4	多様な学習機会や情報の提供	レガスマつりや生涯学習館まつり等を開催することにより、男女ともに参加していくきっかけづくりにします。			-	●	・レガスマつり 4月に実施した。財団管理施設にて延べ9,000人の参加があった。 ・生涯学習館まつり 全5館で実施した。生涯学習館まつり参加団体数:143団体 ・生涯学習フェスティバル 出展・出演者数 1,821人 延べ来場者数 3,594人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「添え釜」を中止。	・レガスマつり ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 ・生涯学習館まつり 全5館中4館で実施した。生涯学習館まつり参加団体数:63団体 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1館中止。 ・生涯学習フェスティバル 出展・出演者数 1,449人 延べ来場者数 2,434人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「吟剣詩舞のつどい」「茶の湯の会」「添え釜」を中止。	A.継続して実施		A.継続して実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課
21-5	多様な学習機会や情報の提供	新宿未来創造財団ホームページで各種事業案内・講座申込み・施設利用情報管理・各種情報提供を行います。			-		サイト閲覧者数実績 アクセス数 984,232人 ページプレビュー数 4,306,510PV 掲載事業事例 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の対応状況について(令和3年度から引き続き)、生涯学習フェスティバル作品募集(5月~10月)、新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン開催について(8月)	サイト閲覧者数実績 アクセス数 687,495人 ページプレビュー数 3,209,554PV 掲載事業事例 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の対応状況について(4月)、生涯学習フェスティバル作品募集(8月)、新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン開催延期について(10月)	A.継続して実施		A.継続して実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
21-6	多様な学習機会や情報の提供	職場以外の地域活動等に疎遠になりがちな方を対象に、学習活動普及事業をライフアップ講座として実施し、男女ともに活動に参加していくきっかけづくりにします。					・ライフアップ講座 全11講座開催 1,357人参加 (内訳) 文化教養講座5講座(11回)974人 趣味実技講座6講座(13回)383人	・ライフアップ講座 全講座開催 228人参加 (内訳) 文化教養講座 4講座(8回)203人 趣味実技講座 1講座(1回)25人 ※ほか3講座を新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課
(3)ライフステージに応じた健康支援を行います。															
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発															
22	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及啓発	性と生殖に関する健康と権利について、講座や情報誌を通じて普及啓発を行います。 また、性と生殖に関する正しい知識や情報については女性の健康支援センター(四谷保健センター内)等と協力して普及啓発を行います。					・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」141(12ページ)、142号(20ページ)各5,000部発行・配布した。 ・性と生の講座2回 参加者延べ97名 オンライン講座として実施した。	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」139(12ページ)、140号(20ページ)各5,000部発行・配布した。 ・性と生の講座2回 参加者延べ96名 オンライン講座として実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
23	不妊に関する情報提供	不妊に関する情報提供について、東京都が実施している「不妊検査等助成事業」、「特定不妊治療費助成事業」のパンフレット及び申請書を窓口で配布し、周知します。					【健康づくり課】 ・不妊に関する情報提供について、東京都が実施している「不妊検査等助成事業」、「特定不妊治療費助成事業(保険適応に向けた経過措置)」、「不育症検査助成事業」、「不妊治療費(先進医療)助成事業※R5.1月申請受付開始」のパンフレット及び申請書を窓口で配布し、周知した。	・不妊に関する情報提供について、東京都が実施している「不妊検査等助成事業」、「特定不妊治療費助成事業」、「不育症検査助成事業」のパンフレット及び申請書を窓口で配布し、周知した。	B:一部拡充して実施	【四谷保健センター】 ・女性の健康専門相談(不妊専門)と不妊に関するピア・カウンセラーによる相談を開始予定。 ・女性の健康セミナーの中で、不妊に関する内容を実施予定。	A:継続して実施			健康部	健康づくり課
②男女の生涯にわたる健康づくり															
24	エイズ・性感染症の予防啓発	エイズ及び性感染症のまん延防止のため、感染予防の正しい知識の普及啓発を、講演会・健康教育・リーフレット配布・アルタビジョン放映等を通して行います。 早期発見のため、検査・相談を実施します。 区内の患者の療養支援充実に努めます。					・アルタビジョンを使用して啓発ビデオ映像を周年放映 ・保健センター、保健所における健康相談(電話、来所相談、外国人除く) 98件 ・外国語電話、来所相談 25件 ・検査の実施 通常検査7回、夜間検査5回(5月、11月)、MSM検査2回(7月、12月)女性検査1回(8月) ・はたちのついでのパネル展示・資料配布 ・健康教育の実施(区内中学校での性教育)13回 ・性感染症講演会 実施回数 1回(オンライン)、参加人数23名 【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の事業等は中止】 ・若者のついでのパネル展示・資料配布 ・検査の実施 15回	・アルタビジョンを使用して啓発ビデオ映像を周年放映 ・保健センター、保健所における健康相談(電話、来所相談、外国人除く) 67件 ・外国語電話、来所相談 1件 ・検査の実施 夜間検査1回(11月)、MSM検査1回(12月) 【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の事業等は中止】 ・はたちのついでのパネル展示・資料配布 ・若者のついでのパネル展示・資料配布 ・検査の実施 通常検査21回・夜間検査1回(5月)・MSM検査1回(7)・女性1回 ・健康教育の実施(区内中学校での性教育) ・性感染症講演会	A:継続して実施		A:継続して実施			健康部	保健予防課
25	健康相談、健康診査の実施	区民の疾病予防や健康管理・健康づくりの充実を図るため、ライフステージを通じた健康相談、健康診査を実施します。					◇健康相談 延べ人数 5,585人 ◇健康診査(実数値) 29,530人	◇健康相談 延べ人数 905人 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模縮小) ◇健康診査(実数値) 28,816人	A:継続して実施		A:継続して実施			健康部	健康づくり課、各保健センター

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
26	女性の健康支援	女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、四谷保健センター内にある女性の健康支援センターを拠点とし、女性の健康づくりを推進します。 推進にあたっては、より多くの区民が正しい知識を習得し、健康づくりに取り組めるよう、区民の力を活かした体制づくりを進めていきます。		2023	女性の健康支援センターの認知度 20% 女性の健康づくりサポーターの活動回数 年10回 女性の健康支援センターの利用者数 1,500人	●	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康支援センター認知度 15.3% 女性の健康支援センター利用者数 1000名 女性の健康週間イベント:来所者数 117名 女性の健康セミナー:年8回(オンライン6回 申込み者数207名 再生回数 252回、対面2回 39名) 出前講座:3回 30名 女性の健康専門相談 産婦人科系全般 年12回 相談者数25名 更年期専門 年12回 相談者数21名 自主的交流活動 乳がん体験者の会 2回 10名 女性の健康づくりサポーターの会(登録者数 195名) 女性の健康づくりサポーター活動回数 年8回 内訳 サポーター養成講座 2回(オンライン 申込み者数32名 再生回数39回、対面 16名) サポーター研修 2回 34名 サポーター向けお便り 4回 その他、乳がん月間(10月)を中心にピンクリボン活動(乳がんに関する普及啓発活動)を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康支援センター認知度 12.7% 女性の健康支援センター利用者数 640名 女性の健康週間イベント:2講座 44名(オンラインにて実施) 女性の健康講座:年8回 248名(オンラインにて実施) 出前講座:1回 10名 女性の健康専門相談:産婦人科系全般 年12回 相談者数16名 更年期専門 年12回 相談者数14名 自主的交流活動:乳がん体験者の会 新型コロナのため中止(登録者数51名) 女性の健康づくりサポーターの会(登録者数184名)※令和3年度より、協力員・推進員を「サポーター」へ統一 女性の健康づくりサポーターの活動回数 年6回(新型コロナのため下記1.2のとおり活動方法変更) 1.サポーター養成講座 2回 74名(オンラインにて実施) 2.サポーター向けお便り 年4回 女性の健康支援ネットワーク連絡会:新型コロナのため中止 その他乳がん月間にピンクリボン活動を実施した 	A.継続して実施		A.継続して実施			健康部	四谷保健センター
③こころの健康支援															
27	メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント(こころの健康づくり)	ライフステージに応じた区民のこころの健康づくりを推進するため、専門家による講演会や講習会、リーフレットの配布等を通して、こころの病気についての知識、ストレスの原因やストレスへの対処方法、休養の確保について、普及啓発を行います。また、会議等により関係機関との連携を強化することで、ストレスに対処できる環境づくりを支援します。		2023	睡眠で十分な休養が取れていない人の割合 23.0%	●	<ul style="list-style-type: none"> 【保健予防課】 ○精神保健講演会 ○新型コロナウイルス感染症の影響でYouTubeを利用した録画配信にて3回実施(延申込者数:316人) ○成人向けパンフレット「知っておきたいこころの病気」5,000部作成・配布 ○中学1年生向けパンフレット「気づいて!こころのSOS」3,500部作成・配布(保護者向けリーフレット2,200部、教員向けリーフレット650部も併せて配布) ○うつ・認知症予防リーフレット101,500部作成・配布 ○区ホームページにこころの健康に関する情報を掲載(感染症流行下でのストレス対処法等を含む) 【保健センター】 ○ストレスマネジメント講座 ・子育て世帯向け はじめまして赤ちゃん応援事業 実施回数:63回、参加延人数449人 すくすく赤ちゃん訪問事業:1,982人 ・働く世代向け 実施回数:1回(2日制)、参加延人数33人 ・シニア世代向け 実施回数:21回、参加延人数402人 	<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健講演会 ○新型コロナウイルス感染症の影響でYouTubeを利用した録画配信にて3回実施(延申込者数:339人) ○成人向けパンフレット「知っておきたいこころの病気」5,000部作成・配布 ○中学1年生向けパンフレット「気づいて!こころのSOS」3,500部作成・配布(保護者向けリーフレット2,500部、教員向けリーフレット700部も併せて配布) ○うつ・認知症予防リーフレット101,500部作成・配布 ○区ホームページにこころの健康に関する情報を掲載(感染症流行下でのストレス対処法等を含む) 	A.継続して実施		A.継続して実施			健康部	保健予防課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考) 令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
28	身近に相談できる環境の整備	こころの不調に悩んでいる方に対し、保健センターにおいて精神保健相談等を行い、必要な指導や支援を行うとともに、区民にとって身近に相談できる場をわかりやすく周知していきます。 乳幼児健診等で母親対象のアンケートを実施し、育児不安や「うつ」の早期発見・早期対応を行います。		2022	こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合60%		【保健予防課】 ・未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ支援事業について、3事例の支援を行った。 【保健センター】 ・一般精神保健相談(うつ専門相談、依存症専門相談、専門医による訪問指導含む):74回(相談者数:延163人) ・親と子の相談室:11回(相談者数:22人) ・乳幼児健診で実施する母親対象の産後アンケート(EPDS)をもとにした検討事例数:322件 【健康づくり課・保健センター】 ・すくすく赤ちゃん訪問におけるこころの健康づくりリーフレットの配布:1982件 【保健センター・保健予防課・健康づくり課】 ・保健師による相談(こころの健康づくりについて実施した家庭訪問、面接相談、電話相談、その他の相談):相談者数 延1,104人	【保健予防課】 ・未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ支援事業について、2事例の支援を行った。 【保健センター】 ・一般精神保健相談(うつ専門相談、依存症専門相談、専門医による訪問指導含む):78回(相談者数:延171人) ・親と子の相談室:12回(相談者数:33人) ・乳幼児健診で実施する母親対象の産後アンケート(EPDS)をもとにした検討事例数:339件 【健康づくり課・保健センター】 ・すくすく赤ちゃん訪問におけるこころの健康づくりリーフレットの配布:2168件 【保健センター・保健予防課・健康づくり課】 ・保健師による相談(こころの健康づくりについて実施した家庭訪問、面接相談、電話相談、その他の相談):相談者数 延910人	A:継続して実施		A:継続して実施			健康部	保健予防課、健康づくり課、各保健センター

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
(ともしささえあう)目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進															
(1)働き方に対する意識啓発を推進します。															
①多様で柔軟な働き方を推進する意識改革															
29-1	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催	ワーク・ライフ・バランスセミナーや講座、勉強会を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、同時に企業間の情報交換の場としても活用します。	○	2023	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の実施回数6回	●	・セミナー実施回数 3回 申込者延べ219人 動画配信サービスを利用したオンライン形式で実施した。 ・勉強会実施回数 3回 参加者延べ19人(企業間の情報交換の場)ウェブ会議ツールを利用したオンライン形式で実施した。	・セミナー実施回数 3回 申込者延べ194人 動画配信サービスを利用したオンライン形式で実施した。 ・勉強会実施回数 3回 参加者延べ25人(企業間の情報交換の場)ウェブ会議ツールを利用したオンライン形式で実施した。	A.継続して実施		A.継続して実施	○		子ども家庭部	男女共同参画課
29-2	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催	セミナーや勉強会については、テレワークや時差出勤の整備等、新型コロナウイルス感染症に関連して企業が重要としている内容を重点的に実施していきます。また、オンラインを積極的に活用し、企業が受講しやすい体制を整えます。	○		-	●	「コロナ禍における会社の発展」を内容とした勉強会を実施した。オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えた。	テレワークや時差出勤の内容を含めたセミナー、勉強会を実施した。オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えた。	A.継続して実施		A.継続して実施	○		子ども家庭部	男女共同参画課
30	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	情報誌、ホームページ等により、区民や事業者等に対して、ワーク・ライフ・バランス認定企業や推進するための取組み事例及び育児・介護休業制度や関連した情報提供等を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。	○	2023	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合(区政モニターアンケート)80%		・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」141号・5,000部発行でワーク・ライフ・バランス推進優良企業を紹介。 ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」142号で男性の育児休業取得に関する記事を掲載 ・ワーク・ライフ・バランス認定制度案内パンフレットによる周知 ・ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰を行い、表彰企業についてのパンフレットを来場者に配布した。 ・4年度 区政モニターアンケートワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合 70.0%	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」139号・5,000部発行でワーク・ライフ・バランス推進優良企業を紹介。 ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」140号で男性の育児休業取得に関するインタビュー記事を掲載 ・ワーク・ライフ・バランス認定制度案内パンフレットによる周知 ・ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰式をオンラインで配信し、表彰企業の取組を広く紹介した。またパンフレットを作成し区有施設の窓口等で配布した。 ・3年度 区政モニターアンケートワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合 71.7%	A.継続して実施		A.継続して実施	○		子ども家庭部	男女共同参画課
(2)仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。															
①中小企業者を中心としたワーク・ライフ・バランスの推進															
31-1	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に積極的に取り組んでいる事業者を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定するとともに、認定分野(子育て支援、地域活動支援、介護支援、働きやすい職場づくり)の複数取得を支援します。	○	2023	ワーク・ライフ・バランス推進企業、宣言企業の認定企業数 推進企業及び宣言企業数年10社 ・子育て支援 年6社 ・地域活動支援 年0社 ・介護支援 年0社 ・働きやすい職場づくり 年6社		・ワーク・ライフ・バランス推進企業、宣言企業の認定企業数 推進企業及び宣言企業数年3社 ・子育て支援 年1社 ・地域活動支援 年1社 ・介護支援 年1社 ・働きやすい職場づくり 年1社 ※新型コロナウイルス感染症の影響による申請件数が減少した	・ワーク・ライフ・バランス推進企業、宣言企業の認定企業数 推進企業及び宣言企業数年3社 ・子育て支援 年1社 ・地域活動支援 年1社 ・介護支援 年1社 ・働きやすい職場づくり 年1社 ※新型コロナウイルス感染症の影響による申請件数が減少した	A.継続して実施		A.継続して実施	○		子ども家庭部	男女共同参画課
31-2	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定には至らないが、取組み予定がある、または取り組むたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」とし、希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランスを推進するための支援を行います。	○	2023	ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業から推進認定企業へステップアップした企業数1社 (累計5社) ・コンサルタント派遣 13回		・推進宣言企業から推進認定企業へステップアップした企業数 1社(累計5社) ・コンサルタント派遣 13回	・推進宣言企業から推進認定企業へステップアップした企業数 0社(累計4社) ・コンサルタント派遣 7回	A.継続して実施		A.継続して実施	○		子ども家庭部	男女共同参画課
31-3	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	近年の働き方に関連する法改正や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の見直しを検討し、効果的に企業支援を行う体制を構築していきます。	○		-	●	中小企業に対し、新型コロナウイルス感染症対策を目的としたコンサルタント派遣の要件を緩和した(更に5回の派遣の追加が可能)	中小企業に対し、新型コロナウイルス感染症対策を目的としたコンサルタント派遣の要件を緩和した(更に5回の派遣の追加が可能)	A.継続して実施		A.継続して実施	○		子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
31-4	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランス推進認定企業に専門的な助言を行うコンサルタントを派遣し、取組みを支援します。特に中小企業へのテレワークの導入等新型コロナウイルス感染症対策に関連する派遣については、派遣回数の上限を緩和し、より重点的に支援します。	○			●	中小企業に対し、新型コロナウイルス感染症対策を目的としたコンサルタント派遣の要件を緩和した(更に5回の派遣の追加が可能)	中小企業に対し、新型コロナウイルス感染症対策を目的としたコンサルタント派遣の要件を緩和した(更に5回の派遣の追加が可能)	A:継続して実施		A:継続して実施	○		子ども家庭部	男女共同参画課
32	男性の育児・介護サポート企業応援事業	男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを行っている区内中小企業者をサポート企業として認定し、要件を満たした場合は奨励金を支給します。					支給企業 0社	支給企業 1社(申請件数 2件)	A:継続して実施		E:未定			子ども家庭部	男女共同参画課
33	ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰	ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されている事業者のうち、優れた取組みを行っている企業を表彰します。	○	2023	ワーク・ライフ・バランス推進認定企業から表彰企業になった企業数2社		・表彰 3社、累計延べ35社 ・男女共同参画フォーラム第1部で表彰式を行った。 ・表彰企業について男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」141号で紹介(R3年度表彰企業)	・表彰 2社、累計延べ32社 ・男女共同参画フォーラム第1部で表彰式を行った。 ・表彰企業について男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」139号で紹介(R2年度表彰企業)	A:継続して実施		A:継続して実施	○		子ども家庭部	男女共同参画課
34-1	働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	ワーク・ライフ・バランスセミナーや講座、勉強会を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、同時に企業間の情報交換の場としても活用します。	○	2023	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会実施回数 年6回		29と同じ	29と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施	○		子ども家庭部	男女共同参画課
34-2	働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	事業者が取り組んでいる積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の事例を情報誌やホームページで紹介します。	○				・ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰企業の取組みについて、男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」141号で紹介(R3年度表彰企業)	・ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰企業の取組みについて、男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」139号で紹介(R2年度表彰企業)	A:継続して実施		A:継続して実施	○		子ども家庭部	男女共同参画課
34-3	働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	悩みごと相談の充実や関係機関との連携を図ります。					・悩みごと相談室 延べ1,926件 ・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	・悩みごと相談室 延べ1,848件 ・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した(うち1回は書面開催)	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
35	ワーク・ライフ・バランス推進企業の経営支援	ワーク・ライフ・バランスを推進する区内中小企業者の経営の安定及び発展に資するため、融資のあっせんを行います。また融資を受けた事業者に対して、貸付利率の一部及び貸付信用保証料の全額を補助します。					貸付限度額 5,000千円 貸付件数 0件 貸付金額 0千円	貸付限度額 5,000千円 貸付件数 3件 貸付金額 10,400千円	A:継続して実施		A:継続して実施			文化観光産業部	産業振興課
②区民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進															
36	地域活動への参加の促進	地域の様々な世代の人に対し、町会・自治会活動について周知し、地域活動への参加を促進します。また、コロナ禍における町会・自治会運営の支援として、オンラインのコミュニケーションツールを導入するための講座を実施します。					・「顔のわかる町会長・自治会長」パンフレットの更新、地元町会紹介パンフレット(5町会)町会・自治会加入促進チラシ(新規)の作成を行った。 ・SNS(LINE)講座を実施した。講座が計7回(本講座6回、出張講座1回)開催された。 ・単一町会及び地区町会連合会のコンサルティング(5+団体計11回)を行った。 ・町会・自治会向け講演会(1回)を6月26日に開催した。(テーマ:ITを活用した町会・自治会運営を考えてみませんか) ・区町連、宅建協会、不動産協会及び区の協定に基づき、引き続き町会・自治会の加入促進を行った。	・「顔のわかる町会長・自治会長」パンフレット、「地縁いきいき」の更新、地元町会紹介パンフレット(5町会)の作成を行った。 ・SNS(Facebook・LINE)講座を実施した。講座が計8回(本講座4回、補講3回、出張講座1回)開催され、新たに2町会のFacebookページが開設された。 ・単一町会のコンサルティング(4団体×3回)を行った。 ・町会・自治会向け講演会(1回)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため6月から12月に延期して開催した。 ・区町連、宅建協会、不動産協会及び区の協定に基づき、引き続き町会・自治会の加入促進を行った。	B:一部拡充して実施	・コンサルティング事業について、町会・自治会の課題に沿ったプログラム型支援に変更。 ・啓発パンフレットについて、内容を対象者別に再編予定。 ・タワーマンションに向けた情報発信ツールを活用予定。	A:継続して実施	○		地域振興部	地域コミュニティ課
37-1	区民に対するハラスメント防止のための啓発・相談の強化	相談窓口において、相談者に迅速で適切な対応を行います。					・悩みごと相談室 延べ1,926件(内数:セクハラについての相談5件)	・悩みごと相談室 延べ1,848件(内数:セクハラについての相談34件)	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
37-2	区民に対するハラスメント防止のための啓発・相談の強化	情報誌や広報紙等により、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に対する意識啓発を行います。	○		-		・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」141(12ページ)、142号(20ページ)各5,000部発行・配布した	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」139(12ページ)、140号(20ページ)各5,000部発行・配布した	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
37-3	区民に対するハラスメント防止のための啓発・相談の強化	貸出し啓発資料を整備し、区民・事業者への周知用として活用します。			-		ハラスメント防止のための図書をはじめ、新規で図書361冊、DVD6点を購入した	ハラスメント防止のための図書をはじめ、新規で図書407冊、DVD9点を購入した	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
③区職員に対するワーク・ライフ・バランスの推進															
38-1	区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進	女性職員が働きやすく、ますます活躍できる環境づくりに向けて、区職員に係る特定事業主行動計画により女性職員のライフイベントを踏まえた昇任制度の検討や、キャリア形成に向けた意識改革のための研修を実施します。			-		各職層を対象としてスマートワーキング研修を実施し、「新宿区職員スマートワーキング・アクションプラン」に定める取組方針、数値目標・実績を示すことで、ワークライフバランスの実現や女性活躍の推進への意識啓発を行った。また、育児・妊娠・介護事情のある職員を対象に早出・運出勤務の実施等により、働きやすい職場環境づくりに取り組んだ。 ・新任職員 124名受講 ・主任職 68名受講 ・係長職 46名受講 ・管理職 8名受講	各職層を対象にスマートワーキング研修を実施し、女性活躍についての意識啓発のほか、ワークライフバランスの推進など、「新宿区職員スマートワーキング・アクションプラン」に定める取組方針を周知した。また、数値目標と実績を示し、職員の意識啓発を行った。 ・新任職員 116名受講 ・主任職 72名受講 ・係長職 46名受講 ・管理職 新型コロナウイルス感染症の影響により中止	A:継続して実施		A:継続して実施			総務部	人事課
38-2	区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進	特定事業主として、「次世代育成支援計画」と「女性職員の活躍推進計画」を統合し、総合的に計画を推進します。 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、男女ともに職員が等しく活躍できるよう、数値目標達成に向けた取組みを、地域に率先して行っています。			-		38-1にまとめて記入	38-1にまとめて記入	A:継続して実施		D:事業終了(統合)	NO.38-1に統合のため終了。		総務部	人事課
39-1	区職員に対するハラスメント防止体制の強化	セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントやパワー・ハラスメントなど、あらゆる職場のいじめ・いやがらせ行為の防止体制を強化するため、基本方針等を整備します。また、ハラスメントに関する正しい理解を深めるために、各職層における研修実施により庁内への周知を行っています。		2023	職場におけるハラスメント防止体制の取組みハラスメント防止の基本方針策定		区研修(新任研修、公務員倫理研修、ハラスメント防止研修)でハラスメントの防止について取り上げ、職員の意識啓発に努めた。 ・新任職員 130名受講 ・主任職 69名受講 ・係長職 62名受講	区研修(新任研修、公務員倫理研修等)でハラスメントの防止について取り上げ、職員の意識啓発に努めた。 ・新任職員 120名受講 ・主任職 69名受講	A:継続して実施		A:継続して実施			総務部	人事課
39-2	区職員に対するハラスメント防止体制の強化	学校において、セクシュアル・ハラスメント防止を含めた服務事故防止研修を実施します。		2023	セクシュアル・ハラスメントに関する事故件数0件 服務事故防止研修の実施 全ての区立学校で実施		・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修において、服務事故防止の研修を実施した。 ・すべての区立学校で、年間3回の服務事故防止研修を実施した。	・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修において、服務事故防止の研修を実施した。 ・すべての区立学校で、年間3回の服務事故防止研修を実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	教育指導課
(3)子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。															
①子育てを行う家庭に対する支援															
40	着実な保育所待機児童対策の推進	地域の保育ニーズを踏まえた、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく保育所を中心とした整備により、引き続き待機児童対策を着実に進めます。	○	2023	保育所待機児童数0人		令和4年4月1日時点の待機児童数0名 賃貸物件による認可保育所整備 ・保育園 2所	令和3年4月1日時点の待機児童数0名 賃貸物件による認可保育所整備 ・保育園 1所	A:継続して実施		A:継続して実施	○	計画事業名を変更予定	子ども家庭部	保育課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
41	放課後の子どもの居場所の充実	保護者が就労している児童が増加傾向にあることを踏まえ、学童クラブ及び放課後子どもひろば事業のさらなる充実を図り、それぞれのニーズに合った放課後の居場所を選択できるよう、総合的に小学生の放課後の居場所の充実を推進します。 定員を大きく上回る学童クラブについては、児童館スペースの活用等による学童クラブ専用スペースの拡大を進めていきます。また、待機児童がいる学童クラブの近隣小学校で学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」を実施していきます。	○	2023	「ひろばプラス」の実施箇所数 29所 学童クラブ利用者のアンケートの満足度 90%		学童クラブ保護者アンケートで、指導内容が「適切・おおむね適切」と回答した利用者の割合が98.9%。	(参考)学童クラブ保護者アンケートで、指導内容が「適切・おおむね適切」と回答した利用者の割合が98.1%。	A:継続して実施		A:継続して実施	○	計画事業名を変更(放課後子どもひろば事業を切り離し、学童クラブ事業のみとするため) (変更前)放課後の子どもの居場所の充実 (変更後)学童クラブの定員拡充	子ども家庭部	子ども家庭支援課
42	子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	子ども家庭・若者サポートネットワークの活用を中心に、各関係機関の連携を強化し、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を行うとともに、「子ども・若者総合相談窓口」において、子ども・若者育成支援に関する必要な情報提供及び助言を行います。また、人や社会との関わり方に困難を抱える若者への支援の充実を図ります。		2023	子ども総合センターにおける義務教育修了後の相談対応件数 110件		(子ども家庭課) ・16か所の窓口で、相談者のニーズに合わせた情報の提供や専門的な助言を行った。 (子ども家庭支援課) ・義務教育修了後の相談件数 127件。 ・区立中学校の訪問、主任児童委員向けに若者相談窓口の周知活動を実施した。また、怠学傾向のある児童の支援のため、学校経営支援センターや都教育相談センター、各高校と連携した。区内関係機関と連携して、家庭訪問や面接も行った。	(子ども家庭課) ・16か所の窓口で、相談者のニーズに合わせた情報の提供や専門的な助言を行った。 (子ども家庭支援課) ・義務教育修了後の相談件数 97件。 ・区立中学校の訪問、主任児童委員向けに若者相談窓口の周知活動を実施した。また、怠学傾向のある児童の支援のため、学校経営支援センターや都教育相談センター、各高校と連携した。区内関係機関と連携して、家庭訪問や面接も行った。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	子ども家庭支援課
43	地域における子育て支援サービスの推進	地域全体で親と子の育ちを支える環境づくりを進め、在宅子育て家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を充実させます。 子ども総合センターと4カ所の子ども家庭支援センターでは、各子育て家庭の個々のニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じて適切なサービスにつないでいきます。また子どもの育ちの環境が適切に確保されるよう、家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。		2023	利用者支援事業における相談数 1,420人/年 子育て支援講座の実施5所 子育て支援講座の受講者の満足度 90%		・利用者支援事業における相談数 2,803人/年 ・ノーバディズパーフェクト講座実施2所(4年度も規定の定員に達しなかったことから3所の開催を中止) ・子育て支援講座の受講者の満足度100%	・利用者支援事業における相談数 2,299人/年 ・子育て支援講座の実施 3所(規定の定員に達しなかったことから、開催中止となった講座が2所あった。) ・子育て支援講座の受講者の満足度 100% ・小学校低学年のための学習支援の登録人数 15人 (新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部からのボランティア受入れは中止。必要性の高い家庭の児童に対し、個別に各センターで学習支援を実施した。)	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	子ども家庭支援課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
44	身近に相談できる環境の整備	こころの不調に悩んでいる方に対し、保健センターにおいて精神保健相談等を行い、必要な指導や支援を行うとともに、区民にとって身近に相談できる場をわかりやすく周知していきます。 乳幼児健診等で母親対象のアンケートを実施し、育児不安や「うつ」の早期発見・早期対応を行います。		2022	こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合 60%		【保健予防課】 ・未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ支援事業について、3事例の支援を行った。 【保健センター】 ・一般精神保健相談(うつ専門相談、依存症専門相談、専門医による訪問指導含む):74回(相談者数:延163人) ・親と子の相談室:11回(相談者数:22人) ・乳幼児健診で実施する母親対象の産後アンケート(EPDS)をもとにした検討事例数:322件 【健康づくり課・保健センター】 ・すくすく赤ちゃん訪問におけるこころの健康づくりリーフレットの配布:1982件	【保健予防課】 ・未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ支援事業について、2事例の支援を行った。 【保健センター】 ・一般精神保健相談(うつ専門相談、依存症専門相談、専門医による訪問指導含む):78回(相談者数:延171人) ・親と子の相談室:12回(相談者数:33人) ・乳幼児健診で実施する母親対象の産後アンケート(EPDS)をもとにした検討事例数:339件 【健康づくり課・保健センター】 ・すくすく赤ちゃん訪問におけるこころの健康づくりリーフレットの配布:2168件 【保健センター・保健予防課・健康づくり課】 ・保健師による相談(こころの健康づくりについて実施した家庭訪問、面接相談、電話相談、その他の相談):相談者数 延910人	A:継続して実施		A:継続して実施			健康部	保健予防課、各保健センター
45-1	一時保育など多様なサービスの充実	多様化する保育ニーズを的確に把握し、一時保育や定期利用保育など、特別保育の充実を図ります。			-		一時保育 ・保育園 空き利用型 56所 専用室型 8所 ・子ども園 空き利用型 5所 専用室型 12所 定期利用保育 専用室型 保育園 3所 子ども園 5所 空き保育室型 保育園 2所 ※にじいろ保育園市谷加賀町は、令和4年10月から空き利用型一時保育を実施。1所としてカウント。	一時保育 ・保育園 空き利用型 54所 専用室型 8所 ・子ども園 空き利用型 5所 専用室型 12所 定期利用保育 専用室型 保育園 3所 子ども園 5所 空き保育室型 保育園 5所 ※ルーチェ保育園西新宿は、令和3年10月から空き利用型一時保育を実施。1所としてカウント。 ※令和2年度実績の報告から保育園のカウント方法を変更。 旧)本園、分園ともに計上 新)分園は本園に含んで計上	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	保育課
45-2	一時保育など多様なサービスの充実	身近な施設(子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター・中落合子ども家庭支援センター・地域子育て支援センター二葉)で短時間乳幼児を預かることにより、在宅で子育てをしている家庭を支援します。			-		一時保育 ・ひろは型4所 (子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター・中落合子ども家庭支援センター及び地域子育て支援センター二葉) (新型コロナウイルス感染症対策で食事利用を禁止していたが、令和5年1月16日より食事可能とし運営した。)	一時保育 ・ひろは型 4所 (子ども総合センター・榎町子ども家庭支援センター・中落合子ども家庭支援センター及び地域子育て支援センター二葉) (新型コロナウイルス感染症対策のため、利用時間の変更や飲食の禁止を行った)	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	子ども家庭支援課
46	病児・病後児保育の実施	保育施設に通っている子どもを対象に、病気または病後回復期のため、保育施設へ通うことができない期間、一時的に専用室で保育・看護する病児・病後児保育を実施します。			-		・病後児保育実施園(保育園) 3所 ・病児・病後児保育実施園 2所	・病後児保育実施園(保育園) 3所 ・病児・病後児保育実施園 2所	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	保育指導課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
47	ファミリーサポート事業の推進	子育ての援助を受けたい方を利用会員、子育ての援助を行いたい方を提供会員、両方に該当する方を両方会員として、それぞれの希望に合わせてファミリーサポートセンターが調整し、会員相互で子どもを預かることにより、安心して育児をしながら働き続けることができる環境をつくります。 より利用しやすくするために、提供会員を増やす取り組みを行い、充実を図ります。		2023	提供会員(両方会員含む)会員数 405人		・提供会員の増加を図るため、募集ポスターを作成し、区施設への配布や区設掲示板への掲示を実施。 利用会員 2,633名 提供会員 357名 両方会員 11名	提供会員の増加を図るため、募集チラシを作成し、区施設への配布や区設掲示板への掲示を行った。 利用会員 2,688名 提供会員 356名 両方会員 9名	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	子ども家庭支援課
48	妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、妊娠・出産後の節目に、保健師等の専門職に面談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。 面談した妊婦には、母子保健サービス等の情報提供を行い、支援プランを作成し、妊娠・出産・子育てを応援するギフト券を後日送付するとともに、支援が必要な妊婦には、関係機関と連携した継続的な支援を行います。また、産後の母子を対象に、産科医療機関等で母親の身体的回復や心理的な安定を支援する産後ケア事業を実施し、妊娠から子育て期にわたり切れ目のない支援をさらに充実させていきます。		2023	産後ケア事業利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合80%(指標の変更)		産後ケア事業利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合98.2%	産後ケア事業利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合97.8%	B-一部拡充して実施	ショートステイ型の産後ケア事業に加え、令和5年度よりデイサービス型、アウトリーチ型の産後ケア事業を開始する。	A.継続して実施	○		健康部	健康づくり課
49	子育て中の親に対する学習機会の充実	社会教育等において、子どもを育てる時期にある親に対する学習の機会を充実します。さまざまな機会を捉えて、保護者を対象とした家庭教育の充実・支援を行います。		2023	家庭教育講座の実施回数 50回 入学前プログラムの実施回数 29回		21-1と同じ	21-1と同じ	A.継続して実施		A.継続して実施			教育委員会事務局	教育支援課
50-1	在宅子育てサービスの充実	地域で、幅広い年代の人が子育てにかかわり、子育てしやすい豊かな地域社会を推進するため、三世代交流ができる場の提供や、しくみづくりを進めます。		2023	落合三世代交流サロンの利用者数 2,120人	●	・地域住民による団体「落合三世代交流を育てる会」が、西落合児童館内にある「落合三世代交流サロン」を運営している。 ・年間利用者数 3,392名 ・新型コロナウイルス感染症対策は継続しつつも、5プロジェクトのうち4プロジェクトの活動を再開・実施した。	・地域住民による団体「落合三世代交流を育てる会」が、西落合児童館内にある「落合三世代交流サロン」を運営している。 ・年間利用者数 2,831名 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の行事を中止した他、消毒のために閉館時間を30分繰り上げて開館した。	B-一部拡充して実施	・新型コロナウイルス感染症対策のため中止していた活動を状況を見つつ随時再開・消毒のため繰り上げていた閉館時間も通常とより16:00に戻す。	A.継続して実施			子ども家庭部	子ども家庭支援課
50-2	在宅子育てサービスの充実	子ども総合センターが中心になって、子育てひろば事業を実施している関係機関と連携を取り、情報共有を行い、利用者にとって魅力のあるひろばづくりを進めていきます。		2023	ひろば利用者 34,100人	●	子育てひろば事業を実施している関係機関(子ども総合センター、地域子育てセンター二葉、地域子育てセンター原町みゆき及びゆつたりーの等)の連絡会及び「乳幼児親子居場所等連絡会」は、新型コロナ感染症防止のために昨年度に引き続き開催を中止する。担当者間で電話やメール等で情報共有を行い、各施設の状況にあわせて運営を行った。	子育てひろば事業を実施している関係機関(子ども総合センター、地域子育てセンター二葉、地域子育てセンター原町みゆき及びゆつたりーの等)の連絡会及び「乳幼児親子居場所等連絡会」は、新型コロナ感染症防止のために昨年度に引き続き開催を中止し、今後の開催について検討を行った。	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	子ども家庭支援課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度 of 取組み(予定)(G)		令和6年度以降 of 取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
②介護を行う家庭に対する支援															
51-1	性別役割分担意識の解消による介護の取組みの促進	情報誌を通して、性別による役割分担意識の解消などについて意識啓発を行います。					・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」141(12ページ)、142号(20ページ)各5,000部発行・配布した ・広報しんじゅく(6月25日号)男女共同参画週間掲載 ・令和4年度 区政モニターアンケート(第1回)性別役割分担に反対する割合 69.1%	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」139(12ページ)、140号(20ページ)各5,000部発行・配布した ・広報しんじゅく(6月15日号)男女共同参画週間掲載 ・令和3年度 区政モニターアンケート(第1回)性別役割分担に反対する割合 64.8%	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
51-2	性別役割分担意識の解消による介護の取組みの促進	関連する図書等の充実を図り、貸出しを行います。					3-3と同じ	3-3と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
52-1	事業者に対する介護支援のための環境整備の促進	ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と介護等との両立を推進するための啓発セミナーを行います。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。				●	・セミナー実施回数 3回 申込者延べ219人 ・勉強会実施回数 3回 参加者延べ19人 いずれもオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	・セミナー実施回数 3回 申込者延べ194人 ・勉強会実施回数 3回 参加者延べ25人 いずれもオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
52-2	事業者に対する介護支援のための環境整備の促進	介護支援のための取組みが進んでいる企業の事例を、情報誌等で紹介します。					・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」141号・5,000部発行でワーク・ライフ・バランス推進優良企業を紹介。 ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」142号で男性の育児休業取得に関する記事を掲載	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」139号・5,000部発行でワーク・ライフ・バランス推進優良企業を紹介。 ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」140号で男性の育児休業取得に関するインタビュー記事を掲載	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
53	介護保険サービスの基盤整備	要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域に密着した介護サービスを整備します。また、家族の介護負担が軽減されるよう、ショートステイを整備します。在宅生活が困難な高齢者を支えるため、区内に特別養護老人ホームを整備します。	○	2023	小規模多機能型居宅介護等の登録定員数 9所 241人 認知症高齢者グループホームの定員数 14所 252人 ショートステイの定員数 12所 132人 区内特別養護老人ホームの定員数(指標の追加) 10所 749人		小規模多機能型居宅介護1所と認知症高齢者グループホーム1所が5月に、特別養護老人ホーム(ショートステイ併設)が9月に開設。	・令和4年度中に開設予定の小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホームの整備について、進捗管理を行った。 ・小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームの整備事業者を選定した。(令和6年度中開設予定)	A:継続して実施		A:継続して実施	○		福祉部	介護保険課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
《ともかがやく》目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進															
(1)働く場における女性の活躍を推進します。															
①女性の就職・再就職・起業等へのチャレンジ支援															
54-1	女性の就職・再就職の支援	新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、女性の就職・再就職支援のためのセミナー等を実施します。					令和元年度に実施し好評であった就職や再就職を希望する女性向けセミナーは令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。	令和元年度に実施し好評であった就職や再就職を希望する女性向けのセミナー開催を企画したが、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。	A.継続して実施	以前より好評であった女性向け就職・再就職支援のセミナー(メイク等)を令和5年度は実施する予定。	A.継続して実施		女性向け就職・再就職支援セミナー等を継続して実施していく。	文化観光産業部	消費生活就労支援課
54-2	女性の就職・再就職の支援	子育て中の女性などの再就職を支援するため、準備講座を開催します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。		2020	育児ママの再就職準備講座 満足度 80%		育児ママの再就職準備講座 満足度 89%	育児ママの再就職準備講座 満足度 100% オンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
55	起業支援の充実	高田馬場創業支援センターにおいて、「場」の提供とともに、各種セミナーや相談を通じ経営に関する基礎知識や経営ノウハウが習得できるよう、経営者の育成支援を行います。					・創業資金 貸付限度額 20,000千円 貸付件数 31件 貸付金額 204,100千円 ・商店街空き店舗活用支援資金 貸付限度額 20,000千円 貸付件数 1件 貸付金額 13,000千円 ・商工相談 専門相談員4名 相談件数 639件(創業相談のみの件数) ・創業支援センター 在籍者 25名(令和5年3月末)	・創業資金 貸付限度額 20,000千円 貸付件数 30件 貸付金額 236,300千円 ・商店街空き店舗活用支援資金 貸付限度額 20,000千円 貸付件数 2件 貸付金額 23,400千円 ・商工相談 専門相談員4名 相談件数 372件(創業相談のみの件数) ・創業支援センター 在籍者 32名(令和4年3月末)	A.継続して実施		E.未定		文化観光産業部	産業振興課	
56	就業促進支援事業(事業の変更)	就業機会の促進を図ることで、区民が安心して暮らせる経済・生活基盤を持続可能なものとしていくことを目的とし、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい社会情勢に伴う雇用環境の変化に対応した就労支援を行う。 ※令和3年度より事業変更		2021	対象企業数 30社 雇用・就業者数 女性 15人 外国人25人	対象企業数(人材獲得企業数) 46社 ※事業全体の支援対象企業数 157社 雇用・就業者数 女性29名 外国人20名	対象企業数(人材獲得企業数) 34社 ※事業全体の支援対象企業数 247社 雇用・就業者数 女性64名 外国人31名	D.事業終了(統合) 令和3年度より実施した「就業促進支援事業」は事業の見直しにより、女性求職者に対する支援は「女性デジタル人材育成支援事業」、外国人に対する支援は「外国人留学生等就職支援事業」、全求職者に対する支援は「中小企業へのマッチング支援事業」として行っていく。	D.事業終了(統合)		D.事業終了(統合)		文化観光産業部	消費生活就労支援課	
57	ひとり親家庭への支援	「ひとり親家庭サポートガイド」により、ひとり親家庭を支援する事業の周知を図るとともに、生活支援講演会・相談交流会を実施します。また、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当等の支給、医療費の助成、家事援助者を雇う費用の助成を行うとともに、生活向上相談員を配置し、ひとり親の技能資格取得費用等の支給、就労相談、育児、家事、健康管理などの生活全般にわたる相談を行います。(下線部分の追加)		2023	ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により、就労形態が正規の職員または常勤となった者の割合 現状維持	・相談件数 492件 ・プログラム策定件数 15件 ・就労状況 9件 内訳 正社員 2件 常勤 2件 非常勤 1件 パート 4件 ・ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により就労形態が正規の職員または常勤となったものの割合 44.4% 令和3年と比較して相談件数は増えたが、正規の職員または常勤となった者の割合は減少した。	・相談件数 479件 ・プログラム策定件数 14件 ・就労状況 12件 内訳 正社員 6件 非常勤 2件 パート・アルバイト 4件 ・ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により、就労形態が正規の職員または常勤となった者の割合 50.0% 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度と比較して、昨年度に引き続き相談件数が減少している。	A.継続して実施		A.継続して実施		子ども家庭部	子ども家庭課		

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
(2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。															
① 女性の政策・方針決定過程への参画															
58-1	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・対象となる審議会なし	・対象となる審議会なし	A:継続して実施		A:継続して実施		会計室	各課	
58-2	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・環境審議会は16名中7名が女性委員、リサイクル清掃審議会は22名中12名が女性委員であり、いずれの審議会も女性委員の比率は40%に達している。	・環境審議会は15名中6名が女性委員であり40%に達している。リサイクル清掃審議会は22名中8名が女性委員であり40%に届かなかったものの、男女比率の適正化に努めた。	A:継続して実施		A:継続して実施		環境清掃部	各課	
58-3	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・女性委員の比率(25%)に変動はなかった。女性委員は4名中1名である。	・女性委員の比率(25%)に変動はなかった。女性委員は4名中1名である。	A:継続して実施		A:継続して実施		監査事務局	各課	
58-4	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		政治倫理審査会(委員構成)男性4名、女性4名、合計8名(女性委員比率50%) 任期:令和3年12月1日～令和5年11月30日	政治倫理審査会(委員構成)男性4名、女性4名、合計8名(女性委員比率50%) 任期:令和3年12月1日～令和5年11月30日	A:継続して実施		A:継続して実施		議会事務局	各課	
58-5	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・人選にあたり、男女比について考慮し、目標の達成に努めた。	・人選にあたり、男女比について考慮し、目標の達成に努めた。	A:継続して実施		A:継続して実施		教育委員会事務局	各課	
58-6	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・各審議会において女性委員の比率が高まるよう努めた。	・各審議会において女性委員の比率が高まるよう努めた。	A:継続して実施		A:継続して実施		健康部	各課	
58-7	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・各審議会等における女性議員の割合は以下のとおりでいずれも目標を達成した。 ・新宿区男女共同参画推進会議 50% (子ども家庭課) ・新宿区次世代育成協議会 48.8% ・子ども子育て会議 50.0% (子ども家庭支援課) ・新宿区青少年活動推進委員 59.5%	・各審議会等における女性議員の割合は以下のとおりでいずれも目標を達成した。 ・新宿区男女共同参画推進会議 60% ・新宿区子ども子育て会議 50% (子ども家庭課) ・新宿区次世代育成協議会 50% (子ども家庭課) ・新宿区青少年活動推進委員 60% (子ども家庭支援課)	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	各課	
58-8	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・改選後も引き続き男女比率に変動がなかった。(比率25%) (令和6年12月改選予定)	・昨年度に引き続き男女比率に変動がなかった。(比率25%) (令和4年12月改選予定)	A:継続して実施		A:継続して実施		選挙管理委員会	各課	
58-9	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・外部評価委員会は男性7名、女性8名で53.3%の比率である。 ・情報公開・個人情報保護審議会は男性10名、女性5名で33.3%の比率である。 ・情報公開・個人情報保護審査会は男性3名、女性1名で25%の比率である。 ・行政不服審査会は男性3名、女性2名で40%の比率である。 ・区民の声委員会は男性2名、女性1名で33.3%の比率である。 ・新宿区民間提案制度提案評価委員会は男性8名、女性0名で0%の比率である。	・外部評価委員会は男性7名、女性8名で53.3%の比率である。 ・情報公開・個人情報保護審議会は男性10名、女性5名で33.3%の比率である。 ・情報公開・個人情報保護審査会は男性3名、女性1名で25%の比率である。 ・行政不服審査会は男性3名、女性2名で40%の比率である。 ・区民の声委員会は男性2名、女性1名で33.3%の比率である。	A:継続して実施		A:継続して実施		総合政策部	各課	

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
58-10	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		法で規定された職務指定委員の多くが男性である場合があり、女性委員の比率目標の達成が難しかった。	法で規定された職務指定委員の多くが男性である場合があり、女性委員の比率目標の達成が難しかった。	A:継続して実施		A:継続して実施			総務部(危機管理担当含む)	各課
58-11	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・住居表示審議会及び協働支援会議について、女性委員の比率が目標の40%に満たなかった。(地域コミュニティ課) ・スポーツ推進委員については、女性委員比率40.5%を達成したものの、スポーツ環境会議については、女性委員比率が40%に満たなかった。(生涯学習スポーツ課) ・審議会における女性委員は、32人中18人であり、56.3%を達成した。(多文化共生推進課)	・住居表示審議会及び協働支援会議について、女性委員の比率が目標の40%に満たなかった。(地域コミュニティ課) ・スポーツ推進委員については、女性委員比率42.9%を達成したものの、スポーツ環境会議については、女性委員比率が40%に満たなかった。(生涯学習スポーツ課) ・審議会における女性委員は、32人中17人であり、53%を達成した。(多文化共生推進課)	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	各課
58-12	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・審議会等の委員の任命にあたっては女性の比率が高まるよう努めた。 ・6審議会等(都市計画、景観まちづくり、住宅まちづくり等)の女性委員比率平均 28.0%	・審議会等の委員の任命にあたっては女性の比率が高まるよう努めた。 ・6審議会等(都市計画、景観まちづくり、住宅まちづくり等)の女性委員比率平均 29.3%	A:継続して実施		A:継続して実施			都市計画部	各課
58-13	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・各審議会等の委員構成において、女性委員の比率が高まるように努めた。	・各審議会等の委員構成において、女性委員の比率が高まるように努めた。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	各課
58-14	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		・産業振興会議の委員13名のうち女性委員は1名で、女性委員の占める割合は7.7%となり、達成できなかった。 ・文化芸術振興会議の委員10名のうち女性委員は5名で、女性委員の占める割合は50%となり、男女比率の平準化に努めた。	・産業振興会議の委員13名のうち女性委員は1名で、女性委員の占める割合は7.7%となり、達成できなかった。 ・文化芸術振興会議の委員11名のうち女性委員は6名で、女性委員の占める割合は54.5%となり、男女比率の平準化に努めた。(うち、女性委員1名に関しては、年度途中で区外へ転居したため、委嘱を解いた。)	A:継続して実施		A:継続して実施			文化観光産業部	各課
58-15	区の審議会等における女性委員の割合	区の審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないことを目指します。女性委員のいない審議会を解消します。		2023	審議会等における女性委員の比率 40%		【みどり公園課】 ・みどりの推進審議会15名中、6名が女性であり、女性委員からの意見も積極的に出ている。今後も継続して積極的な登用に努める。 【交通対策課】 ・新宿区自転車等駐輪対策協議会22名中3名が女性。 ・交通安全協議会66名中7名が女性。	【みどり公園課】 ・みどりの推進審議会15名中、6名が女性であり、女性委員からの意見も積極的に出ている。今後も継続して積極的な登用に努める。	A:継続して実施		A:継続して実施			みどり土木部	各課
59	政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発	情報誌等を通じて、あらゆる場における女性の政策・方針決定過程への参画に向けた意識啓発を行います。			-		・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」公募編集委員による編集・発行 ・公募区民等による男女共同参画フォーラムの企画・運営(オンラインで実施) ・性と生の講座 2回 申込者延べ97人(オンラインで実施) ・男女共同参画講座 4回 申込者延べ226人(オンラインで実施) ・区民団体との連携講座 3回 申込者延べ145人(オンラインで実施)	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」公募編集委員による編集・発行 ・公募区民等による男女共同参画フォーラムの企画・運営(オンラインで実施) ・性と生の講座 2回 申込者延べ96人(オンラインで実施) ・男女共同参画講座 4回 申込者延べ196人(オンラインで実施) ・パートナーシップ講座 2回 申込者延べ130人(オンラインで実施)	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
②区職員における女性活躍の推進															
60-1	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・性別にとらわれず事務分担を決定した。	・性別にとらわれず事務分担を決定した。	A.継続して実施		A.継続して実施			会計室	各課
60-2	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・ワークライフ・バランスの推進に向け、男女を問わず職員が育児休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めた。 ・職員間のコミュニケーションや課内ミーティング等の定期的実施により、男女とも意見の言いやすい環境の充実に努めた。	・ワークライフ・バランスの推進に向け、男女を問わず職員が育児休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めた。 ・職員間のコミュニケーションや課内ミーティング等の定期的実施により、男女とも意見の言いやすい環境の充実に努めた。	A.継続して実施		A.継続して実施			環境清掃部	各課
60-3	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの考え方に立ち、働きやすい環境を整えた。	・女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの考え方に立ち、働きやすい環境を整えた。	A.継続して実施		A.継続して実施			監査事務局	各課
60-4	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えるようにした。	・区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えるようにした。	A.継続して実施		A.継続して実施			議会事務局	各課
60-5	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・ワークライフ・バランスの推進等、女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、働きやすい環境を整えるよう努めた。	・ワークライフ・バランスの推進等、女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、働きやすい環境を整えるよう努めた。	A.継続して実施		A.継続して実施			教育委員会事務局	各課
60-6	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・ワークライフ・バランスを意識し、性別にとらわれない事務分担の決定を行った。	・ワークライフ・バランスを意識し、性別にとらわれない事務分担の決定を行った。	A.継続して実施		A.継続して実施			健康部	各課
60-7	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えるように努めた。	・ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えるように努めた。	A.継続して実施		A.継続して実施			子ども家庭部	各課
60-8	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・育児休暇の取得など、女性職員が働きやすい環境を整えるとともに、ワークライフ・バランスを推進するよう配慮したが、対象となる職員がいなかった。	・育児休暇の取得など、女性職員が働きやすい環境を整えるとともに、ワークライフ・バランスを推進するよう配慮したが、対象となる職員がいなかった。	A.継続して実施		A.継続して実施			選挙管理委員会	各課
60-9	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・職員間のコミュニケーションや課内ミーティング等の定期的実施により、男女とも意見の言いやすい環境の充実に努めた。 ・男女問わず、本人の能力・経験等に基づき、チーフ等の役割を担ってもらうなど、女性職員も管理職や係長級職員を目指すような職場環境を整えた。 ・各種昇任選考において、所属長等による受験勧奨を、男女問わず行った。	・職員間のコミュニケーションや課内ミーティング等の定期的実施により、男女とも意見の言いやすい環境の充実に努めた。 ・男女問わず、本人の能力・経験等に基づき、チーフ等の役割を担ってもらうなど、女性職員も管理職や係長級職員を目指すような職場環境を整えた。 ・各種昇任選考において、所属長等による受験勧奨を、男女問わず行った。	A.継続して実施		A.継続して実施			総合政策部(自治創造研究所含む)	各課
60-10	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					各種昇任選考において、所属長等による受験勧奨を、男女問わず行った。	各種昇任選考において、所属長等による受験勧奨を、男女問わず行った。ワークライフ・バランスを推進し、働きやすい環境を整えた。	A.継続して実施		A.継続して実施			総務部(危機管理担当部含む)	各課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考) 令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
60-11	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・男女問わず管理監督者を目指すよう、働きやすい環境を整え、ワークライフ・バランスを推進するよう努めた。(四谷特別出張所) ・男女問わず管理監督者を目指すよう、働きやすい環境を整え、ワークライフ・バランスを推進するよう努めた。(多文化共生推進課)	・男女問わず管理監督者を目指すよう、働きやすい環境を整え、ワークライフ・バランスを推進するよう努めた。(四谷・柏木特別出張所) ・男女問わず管理監督者を目指すよう、働きやすい環境を整え、ワークライフ・バランスを推進するよう努めた。(多文化共生推進課)	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	各課
60-12	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・部で係長昇任選考対策を行うなどにより、女性職員が2名合格した。 ・育児休業や部分休業など、取得しやすい環境体制を整え、ワークライフ・バランスの推進に努めた。	・部で係長昇任選考対策を行うなどにより、女性職員が1名合格した。 ・育児休業や部分休業など、取得しやすい環境体制を整え、ワークライフ・バランスの推進に努めた。	A:継続して実施		A:継続して実施			都市計画部	各課
60-13	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・ワークライフ・バランスの推進に向け、男女を問わず職員が働きやすく、風通しのよい職場環境づくりに努めた。	・ワークライフ・バランスの推進に向け、男女を問わず職員が働きやすく、風通しのよい職場環境づくりに努めた。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	各課
60-14	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					・ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として職場環境の整備に努めた。	・ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として職場環境の整備に努めた。	A:継続して実施		A:継続して実施			文化観光産業部	各課
60-15	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	区の女性職員が積極的に管理監督者を目指すよう、ワークライフ・バランスの推進等、管理職や係長級職員として働きやすい環境を整えます。					【土木管理課】 ・男女ともに働きやすい職場を目指し、部分休業や休憩時間の特別取得者を課全体でサポートできる体制づくりに努めた。 【道路課】 ・職員間でサポートし合うことで、性別に関係なく休暇制度や休憩時間の特別を取得しやすい環境づくりに努めた。 【みどり公園課】 ・課全体でコミュニケーションを取り合いながら、職員の産休及び育児取得をサポートする体制づくりに努めた。 【交通対策課】 ・子の看護休暇や部分休業を取得しやすい環境体制を整え、ワークライフ・バランスの推進に努めた。	【土木管理課】 ・男女ともに働きやすい職場を目指し、部分休業や休憩時間の特別取得者を課全体でサポートできる体制づくりに努めた。 【道路課】 ・職員間でサポートし合うことで、性別に関係なく休暇制度や休憩時間の特別を取得しやすい環境づくりに努めた。 【みどり公園課】 ・課全体でコミュニケーションを取り合いながら、職員の産休及び育児取得をサポートする体制づくりに努めた。 【交通対策課】 ・子の看護休暇を取得する職員や部分休業等取得中の職員へのサポート体制も含め、男女ともに働きやすい環境づくりに努めた。	A:継続して実施		A:継続して実施			みどり土木部	各課
60-16	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	職員配置や職務分担の決定に際し、男女平等の視点から能力主義の更なる徹底を図ります。		2023	管理職に占める女性職員の割合 22% 総括係長に占める女性職員割合 25% 係長級に占める女性職員の割合 46%		管理職に占める女性職員の割合 22.3% 課長補佐に占める女性職員割合 32.1% 係長級に占める女性職員の割合 51.9%	管理職に占める女性職員の割合 23.1% 課長補佐に占める女性職員割合 29.8% 係長級に占める女性職員の割合 51.3%	A:継続して実施		A:継続して実施			総務部	人事課
60-17	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	人材育成等担当課と男女共同参画課共催による講座を実施します。					・62「スマートワーキングの実現」と統合し、スマートワーキング研修に女性の活躍推進についても盛り込んだ。	・62「スマートワーキングの実現」と統合し、スマートワーキング研修に女性の活躍推進についても盛り込んだ。	D:事業終了(統合)	NO.62 に統合のため終了。	D:事業終了(統合)			総務部	人材育成等担当課
60-18	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	人材育成等担当課と男女共同参画課共催による講座を実施します。					人材育成センターが実施するスマートワーキング研修において、女性の活躍推進についても盛り込んだ内容で実施した	人材育成センターが実施するスマートワーキング研修において、女性の活躍推進についても盛り込んだ内容で実施した	D:事業終了(統合)	NO.62 に統合のため終了。	D:事業終了(統合)	NO.62 に統合のため終了。		子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
61	職員のキャリア形成促進	職員配置や職務分担の決定に際し、男女平等の視点から能力主義の更なる徹底を図り、男女ともにライフイベントを踏まえた昇任を支援します。 ・研修履修単位制度導入による係長昇任選考 ・育児・介護等のライフイベントを踏まえた任用待機制度 ・女性職員のキャリア育成支援研修					・男女平等の視点から能力主義を考慮した職員配置や職務分担を行った。 ・係長職昇任能力実証において、研修履修単位制度を利用した合格者を出すことができた。 制度利用合格者数 15名	・男女平等の視点から能力主義を考慮した職員配置や職務分担を行った。 ・研修履修単位制度による係長昇任選考を行い、制度を利用した合格者が出た。 制度利用合格者数 12名	A:継続して実施		D:事業終了(統合)		NO.60-16に統合のため終了。(女性職員のキャリア研修はNo.38-1スマートワーキングに統合)	総務部	人事課
62	スマートワーキングの実現	すべての職員がいきいきと活躍できる職場環境実現のため、全庁で取り組む態勢を構築します。区長・副区長・教育長は、職員の先頭に立って仕事と家庭を両立する「スマートワーキング・リーダー」であることを宣言しました。(29(2017)年1月)スマートワーキング通信を発行し、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を啓発・周知します。また、育児・妊娠・介護事情のある職員等を対象とする早出・遅出勤務制度を導入し、安定的に働くことができるように環境整備をしています。(下線部分を修正)また、取組みを推進するため、全ての職層を対象として「スマートワーキング研修」を行います。				38-1にまとめて記入	各職層を対象としてスマートワーキング研修を実施し、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進への意識改革を進めた。また、育児・妊娠・介護事情のある職員を対象に早出・遅出勤務の実施等により、働きやすい職場環境づくりに取り組んだ。 スマートワーキング研修受講者数 ・新任職員 116名受講 ・主任職 72名受講 ・係長職 46名受講 ・管理職 新型コロナの影響により中止	A:継続して実施		D:事業終了(統合)		NO.38-1に統合のため終了。	総務部	人事課 人材育成等担当課	
(3)地域における男女共同参画を推進します。															
①地域活動での男女共同参画の推進															
63	地域活動への参加の促進	全庁で行われている様々な人材募集・育成事業を一括して紹介し、地域活動に関心のある方が自分に合ったものを見つけられる仕組みを検討します。地域活動を支える人材育成を目指します。					・引き続き、地域活動・地域人材育成事業の募集案内の冊子を作成した。	・引き続き、地域活動・地域人材育成事業の募集案内の冊子を作成した。	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	地域コミュニティ課
64	女性の視点を取り入れた避難所の運営	女性や要配慮者の専用スペースの設置及び女性の視点を生かした避難所訓練等を実施します。町会・自治会の女性部、PTA及び大学等と連携して、避難所における女性をはじめ配慮を要する方への支援体制をテーマとしたワークショップ等を特別出張所地域を単位とする地区ごとに実施し、検討結果を今後の避難所運営に活かしていきます。	○	2023	女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップの実施 10地区 全地区でのワークショップの実施結果を踏まえた総合的なシンポジウムの開催 1回(指標の設定)	【第1回ワークショップ(講演会)】 ・大久保地区・戸塚地区合同開催 33名 【第2回ワークショップ(避難所見学)】 ・大久保地区(新宿中学校) 11名 ・戸塚地区(戸塚第二小学校) 22名 【第3回ワークショップ(避難所運営検討)】 ・大久保地区 9名 ・戸塚地区 15名	第1回ワークショップ(避難所見学) ・落合第一地区(落合第一小学校) 26名 ・落合第二地区(落合第五小学校) 53名 第2回ワークショップ(避難所運営検討) 新型コロナウィルスの影響により、対面形式での開催から書面開催に形式を変更して実施した。	B:一部拡充して実施	女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップの実施 筆筈町地区・若松町地区	C:一部縮小して実施			総務部 (危機管理担当部含む)	危機管理課	
②家庭・地域団体での男女共同参画の推進															
65-1	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	PTA等が主体的に取り組む家庭教育講座の担当者向け研修会での事例の情報提供等を通じて、男女共同参画の推進の一助とします。		2023	幼稚園・小学校・中学校PTA等の家庭教育講座担当者向けの情報提供実施	21-1と同じ	21-1の記入に以下を追加 ・PTAへの専門家派遣 6回(小学校5回、中学校1回)	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	教育支援課	
65-2	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	区民プロデュース講座を開催し、区民や区内の学習団体が男女の別なく自主的に講座を企画・運営する機会を提供します。				21-2と同じ	21-2と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課	

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
65-3	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	指導者を希望する区民を、生涯学習支援者バンクに登録し、必要とする区民に紹介します。			-		21-3と同じ	21-3と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課
65-4	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	レガスマつりや生涯学習館まつり等を開催することにより、男女ともに参加していききっかけづくりにします。			-	●	21-4と同じ	21-4と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課
65-5	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	新宿未来創造財団ホームページで各種事業案内・講座申込み・施設利用情報管理・各種情報提供を行います。			-		21-5と同じ	21-5と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課
65-6	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	職場以外の地域活動等に疎遠になりがちな方を対象に、学習活動普及事業をライブアップ講座として実施し、男女ともに活動に参加していききっかけづくりにします。			-		21-6と同じ	21-6と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	生涯学習スポーツ課
66	地域の人材育成支援	地域のリーダーの発掘・育成のため、各種催しや講座の企画・運営にあたり、できる限り実行委員会方式を取り入れます。			-	●	59と同じ	59と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
(4)教育の場における男女共同参画を推進します。															
①教育分野における男女共同参画の推進															
67-1	男女共同参画の視点からの教育活動の編成	各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動において、個性尊重及び男女平等の考えが児童・生徒に身に付くよう指導します。		2023	人権尊重の考え方に基づく教育課程の編成		すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。	すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	教育指導課
67-2	男女共同参画の視点からの教育活動の編成	男女共同参画を考慮する啓発誌により、小学5年生と中学2年生(31(2019)年度から)に対して、男女平等の意識啓発を進めます。			-		・小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:2,004部 ・中学生向け啓発誌「みんなながっていい」の配布:1,064部	・小学校高学年向け啓発誌「みんないきいき」の配付:1,888部 ・中学生向け啓発誌「みんなながっていい」の配布:1,067部	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
68	適切な進路指導の徹底	児童・生徒が進路を選択する際、性の違いによる先入観にとらわれず、個性と能力に基づく主体的選択ができるよう、適切な進路指導を行います。		2023	進路指導主任会の開催 年5回	●	・進路指導主任研修会の開催(年間3回) ・中学校による職場体験(中学校8校 第2学年)を実施。2校は新型コロナウイルス感染症の影響により、講師を招聘し、職業講話を実施	・進路指導主任研修会の開催(年間3回) ・全中学校による職場体験(中学校10校 第2学年)については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	教育指導課
②教職員の男女共同参画の推進															
69	男女平等教育研修の充実	教職員の意識を高め、男女平等への理解を促進するため、教職員を対象とした人権教育研修を充実します。		2023	人権教育研修会の参加率 100%	●	・教育管理職対象の人権教育研修会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合研修と動画視聴による研修を組み合わせ、すべての管理職が受講した。 ・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修の中で、人権教育の研修を計画的に開催した。	・教育管理職対象の人権教育研修会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合研修と動画視聴による研修を組み合わせ、すべての管理職が受講した。 ・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修の中で、人権教育の研修を計画的に開催した。	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	教育指導課
70	女性教職員の管理職昇任選考等の受験奨励	女性教職員の管理職及び主幹教諭等への昇任選考の受験を推奨します。			-		・小学校 校長29名中、女性校長6名 副校長29名中、女性副校長9名 ・中学校 校長10名中、女性校長1名 副校長10名中、女性副校長3名	・小学校 校長29名中、女性校長5名 副校長29名中、女性副校長12名 ・中学校 校長10名中、女性校長0名 副校長10名中、女性副校長3名	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	教育指導課
③保護者への男女共同参画に関する情報の発信															
71	保護者への学習機会や情報の提供	情報誌で、子どもの保護者を対象に、男女共同参画に関する学習機会や情報提供を行います。			-	●	・性と生の講座 2回 申込者延べ97人(オンラインで実施) ・男女共同参画講座 4回 申込者延べ226人(オンラインで実施) ・区民団体との連携講座 3回 申込者延べ145人(オンラインで実施)	・性と生の講座 2回 申込者延べ96人(オンラインで実施) ・男女共同参画講座 4回 申込者延べ196人(オンラインで実施) ・パートナーシップ講座 2回 申込者延べ130人(オンラインで実施)	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
<ともにおもいやる>目標4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現															
(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。															
① 配偶者等からの暴力の防止に向けた取組みの推進															
72-1	「女性の権利」に関する意識の向上	「女性の権利」に関する広報・啓発活動を進め、女性に対する暴力の根絶に向けて、社会全体の意識の向上を図ります。				●	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ126人(オンラインで実施) ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」139、140号 各5,000部発行	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ115人(オンラインで実施) ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」139、140号 各5,000部発行	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	男女共同参画課	
72-2	「女性の権利」に関する意識の向上	女性の性に関する講座を実施します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。	2023	講座アンケートにおける満足度 80%		●	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ126人 講座の満足度96.9% ・性と生の講座 2回 申込者延べ97人 講座の満足度86% いずれもオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ115人 講座の満足度94.6% ・性と生の講座 2回 申込者延べ96人 講座の満足度100% いずれもオンラインを活用し、区民等が参加しやすい体制を整えて実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	男女共同参画課	
73-1	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催します。開催に当たっては、オンラインを積極的に活用し、区民等が参加しやすい体制を整えます。				●	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ126人(オンラインで実施) ・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催 ・3年度 区政モニターアンケート(第1回) DVに関する設問で「DVだと思う行為」の認識度 76.5%	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ115人(オンラインで実施) ・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催(うち1回は書面開催) ・3年度 区政モニターアンケート(第1回) DVに関する設問で「DVだと思う行為」の認識度 75.5%	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	男女共同参画課	
73-2	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	配偶者等からの暴力を防止するためのパンフレット等を作成し、配布します。				-	・DV防止のための啓発用のカードやバーブルリボンピンバッジを作成し、配布した。 ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」142号でDV相談窓口の記事を掲載した	・DV防止のための啓発用のカードやバーブルリボンピンバッジを作成し、配布した。 ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」140号で特集記事を掲載	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	男女共同参画課	
73-3	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	配偶者等からの暴力を防止するために、啓発用動画を作成し、大型ビジョンやホームページ上で放映していきます。				-	DV防止のための啓発用動画を、女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて大型ビジョンで放映し、ホームページでも配信した	DV防止のための啓発用動画を、女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて大型ビジョンで放映し、ホームページでも配信した	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	男女共同参画課	
73-4	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議において、加害者に対する暴力再発防止のための取組みを行います。	2023	DVIに関する認識度(区政モニターアンケート) 80%		-	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した(うち1回は書面開催)	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	男女共同参画課	
73-5	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	情報誌や広報紙、ホームページ等により、配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための情報発信を行います。				-	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」142号でDV相談窓口の記事を掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて、広報紙と大型ビジョン、ホームページで情報発信した。	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」140号で特集記事を掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて、広報紙と大型ビジョン、ホームページで情報発信した。	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	男女共同参画課	
74-1	若年層に向けたDV防止啓発の実施	学生などの若年層を対象とした「デートDV」に関する講座を実施するとともに、パンフレット等を利用した早期からの啓発活動を行うことで、DVの被害者にも加害者にもならないための意識づくりを行います。				●	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ126人(オンラインで実施) ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」140号でDV相談窓口の記事を掲載	・DV防止啓発講座 3回 申込者延べ115人(オンラインで実施) ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」140号で特集記事を掲載	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	男女共同参画課	
74-2	若年層に向けたDV防止啓発の実施	若者向けのイベントや区内大学及び専門学校を通じて、デートDV等若年層向けの講座を積極的に周知します。				●	若者向けにデートDVに関する講座を実施。申込者41人	若者向けにデートDVに関する講座を実施。申込者24人	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	男女共同参画課	
74-3	若年層に向けたDV防止啓発の実施	中学2年生に配布する男女共同参画啓発誌を通して、デートDVに関する正しい知識や理解を促進するための意識啓発を行います。				-	中学生向け啓発誌「みんなちがっていいい」で、デートDVに関する意識啓発を行った(1,064部配布)	中学生向け啓発誌「みんなちがっていいい」で、デートDVに関する意識啓発を行った(1,067部配布)	A:継続して実施		A:継続して実施		子ども家庭部	男女共同参画課	

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
②虐待等の暴力の防止に向けた取組みの推進															
75-1	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	子どもと家庭のさまざまなニーズにきめ細かな対応をしていくため、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターでは、児童虐待防止に取り組み、支援や見守り体制を強化していきます。また、児童虐待対応等を含む児童相談行政を一元的・総合的に担うため、区の児童相談所を設置する準備を進めていきます。					・児童相談所の設置に向けた人材確保・育成のため、児童相談所等への派遣研修(派遣者:28名)を実施するとともに、福祉職を主な対象とした自主勉強会を1回実施した。 ・児童相談所の設置に向けた課題の検討や解決へ向けて、有識者等を招いた意見聴取を4回実施した。 ・新宿一時保護所は、東京都に貸付し、都の一時保護所として運営されている。区では、職員の派遣研修先として活用した。	・虐待等の子どもの権利の侵害に対して、子ども自身や保護者が安心して相談できる仕組みの強化を図るとともに、子ども総合センターを中心として保健センターや教育委員会、児童相談所、医療機関、警察及び配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関と連携して、問題解決のための支援を行った。 ・育児の不安や虐待のリスクのある家庭に対して様々な子育て支援サービスを提供することで、育児の負担感や困難感を軽減し、虐待の発生予防に努めた。 ・児童相談所の設置に向けた人材確保・育成のため、児童相談所等への派遣研修(派遣者:22名)を実施するとともに、福祉職を主な対象とした自主勉強会を1回実施した。 ・児童相談所の設置に向けた課題の検討や解決へ向けて、有識者等を招いた意見聴取を2回実施した。 ・新宿一時保護所は、令和3年4月に東京都に貸付け、令和3年6月から開設。区職員の派遣研修先として活用した。	A:継続して実施		A:継続して実施	○		子ども家庭部	子ども家庭支援課
75-2	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	人権教育を推進します。					・すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。 ・各学校で、「学校いじめ防止基本方針(総称)」に基づく取組を実施した。	・すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。 ・各学校で、「学校いじめ防止基本方針(総称)」に基づく取組を実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	教育指導課
75-3	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動において、男女平等の考えについて指導します。					・すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。	・すべての区立学校(園)が、人権尊重の理念に基づき教育計画を編成した。	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	教育指導課
75-4	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	人権尊重の精神に根ざした教育を進めるために、教職員に対し、人権教育研修を実施します。		2023	人権教育研修会の参加率 100%		・教育管理職対象の人権教育研修会への参加率100%。 ・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修の中で、人権教育の研修を計画的に開催。	・教育管理職対象の人権教育研修会への参加率100%。 ・初任者研修会や中堅教諭等資質向上研修の中で、人権教育の研修を計画的に開催。	A:継続して実施		A:継続して実施			教育委員会事務局	教育指導課
76-1	高齢者虐待防止に向けた取組み	高齢者虐待を防止するためのパンフレットを作成し、配布します。					高齢者虐待を防止するためパンフレットを3000部作成し、関係機関に配布した。	高齢者虐待を防止するためパンフレットを3000部作成し、関係機関に配布した。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	高齢者支援課
76-2	高齢者虐待防止に向けた取組み	介護者等による虐待に対応するためのマニュアルを見直します。					セルフネグレクトの対応や虐待対応における深刻度等の項目を追加した。	今年度は介護保険課と共同で、養介護施設従事者等による高齢者虐待の項目を追加した。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	高齢者支援課
76-3	高齢者虐待防止に向けた取組み	高齢者総合相談センターを通報相談窓口とした体制整備を行います。					高齢者総合相談センター職員対象の高齢者虐待対応マニュアル説明会及び研修会を実施した。	高齢者総合相談センター職員対象の高齢者虐待対応マニュアル説明会及び研修会を実施した。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	高齢者支援課
76-4	高齢者虐待防止に向けた取組み	高齢者総合相談センターを中心に関係機関が連携するための仕組みをつくりまします。					高齢者総合相談センター職員対象の高齢者虐待対応マニュアル説明会や研修会の実施、関係機関とのケース会議等を開催した。	高齢者総合相談センター職員対象の高齢者虐待対応マニュアル説明会や研修会の実施、関係機関とのケース会議等を開催した。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	高齢者支援課
76-5	高齢者虐待防止に向けた取組み	介護者に対する支援を行います。					介護者に対して介護負担軽減のための相談を適宜実施している。	必要な方には利用していただいている。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	高齢者支援課
76-6	高齢者虐待防止に向けた取組み	緊急保護が必要なケースについては、老人福祉法に基づく措置を実施する等、一時的に保護できる場所を確保します。					必要な方には措置入所を行っている。	必要な方には措置入所を行っている。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	高齢者支援課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
76-7	高齢者虐待防止に向けた取組み	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会を通じて、関係機関の連携体制を強化します。		-		高齢者の権利擁護ネットワーク協議会を8月25日に開催した。	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会を10月28日に開催した。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	高齢者支援課	
77	障害者虐待防止に向けた取組み	「新宿区障害者虐待防止センター」を障害者虐待の通報窓口とし、虐待に関する相談・通報・届出に対して速やかに対応していきます。		-		新宿区障害者虐待防止センターでの令和4年度通報・届出受理件数 通報 21件(21名) 届出21件	新宿区障害者虐待防止センターでの令和3年度通報・届出受理件数 通報 13件(13名) 届出13件	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	障害者福祉課	
(2) 被害者の相談体制を充実します。															
①相談支援体制の充実															
78-1	DVに関する専門相談	区民に対する一義的な配偶者からの暴力の相談先として専門電話を設置します。DV被害者が一人で悩むことなく相談することで、一人ひとりの状況に応じた助言を行い、被害者の安全の確保や自立のための支援に繋がっていきます。		-		専門電話着信件数:291件 電話相談を入口とし、面接相談、シェルターへの一時保護等、転宅時・後の各手続きに関する情報提供、区役所各課や弁護士事務所等へ相談する際の同行支援と、個々の状況に合わせて包括的に支援を行った。	専門電話着信件数:314件 電話相談を入口とし、面接相談、シェルターへの一時保護等、転宅時・後の手続き等に関する情報提供、区役所各課や弁護士事務所等へ相談する際の同行支援と、個々の状況に合わせて包括的に支援を行った。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課	
78-2	DVに関する専門相談の周知	情報誌や広報紙、ホームページ等により、区の専門電話のほか、国や都が行っている相談先等も広く周知し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、在宅勤務等による被害者の早期発見や支援につなげていきます。		-		リーフレット及びカードによるDV相談ダイヤルの周知活動に加え、HPや区報での周知を行った。また周知用ステッカーを、庁内女性用トイレ及び多目的トイレに継続貼付した。	リーフレット・啓発用カードを用いて、DV相談ダイヤルの周知活動に加え、HPや区報での周知を行った。また啓発用ステッカーを更新(新たにFAX番号、QRコードを掲載)し、庁内女性用トイレに貼付した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課	
79-1	DVの早期発見・支援のための相談窓口の連携の強化	庁内の相談窓口での相談をきっかけとして、早期にDVを発見し、支援につなげていくために、各相談機関との連携を強化し、被害者の支援を行います。		-		配偶者暴力相談支援センター事業を複数課で実施し、日頃より相互に連携して対応している。また、実務担当者による会議の中で対応事例を共有したり効果的な支援のあり方を協議したりすることで、被害者の支援に繋がった。	配偶者暴力相談支援センター事業を複数課で実施し、日頃より相互に連携して対応している。また、実務担当者による会議の中で効果的な支援のあり方を協議し、被害者の支援に繋がった。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課	
79-2	DVの早期発見・支援のための相談窓口の連携の強化	児童虐待とDVが相互に重複して発生することを踏まえ、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターと連携して対応することで、DV支援と併せて児童虐待の防止を図ります。		-		子ども総合センター及び各子ども家庭支援センターとの情報共有や調整のための電話件数 92件 面接に同席する等の支援を行った。また、保健センター等の関係機関とも情報を共有し、DV及び児童虐待の防止に努めた。	子ども総合センター及び子ども家庭支援センターとの情報共有や調整のための電話件数 180件 面接に同席する等の支援をはじめ、児童相談センターや保健センター等の関係機関とも情報を共有し、DV支援と児童虐待の防止に努めた。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課	
80-1	女性への暴力に関する相談体制の整備	相談窓口の周知や相談機関との連携を強化し、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。		-		・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した ・DV専門相談窓口のカードやパンフレットを配布し周知した ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」142号(各5,000部発行)でDV相談窓口の記事を掲載した	・女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した(うち1回は書面開催) ・DV専門相談窓口のカードやパンフレットを配布し周知した ・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」140号(各5,000部発行)でDV相談ダイヤルの記事を掲載した	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課	
80-2	女性への暴力に関する相談体制の整備	相談窓口の周知や相談機関との連携を強化し、被害者が相談しやすい環境づくりを進めます。		-		窓口相談件数 夫等の暴力(DV) 84件 恋人・知人等の暴力 18件 (生活福祉課)	窓口相談件数 夫等の暴力(DV) 46件 恋人・知人等の暴力 2件 (生活福祉課)	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	生活福祉課	
80-3	女性への暴力に関する相談体制の整備	相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。		-		配偶者暴力相談支援センター事業を複数課で実施した。相談内容別の相談窓口一覧を記載した庁内用マニュアルを一部改訂し、DV相談窓口以外でも相談を受けた際には、迅速かつ適切に対応した。	配偶者暴力相談支援センター事業を複数課で実施した。相談内容別の相談窓口一覧を記載する等改定した庁内用マニュアルを配布し、DV相談窓口以外でも相談を受けた際には、迅速かつ適切に対応した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課	
80-4	女性への暴力に関する相談体制の整備	相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。		-		80-2にまとめて記入	80-2にまとめて記入	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	生活福祉課	

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
80-5	女性への暴力に関する相談体制の整備	配偶者暴力相談支援センターの職員等、被害者に接する職員に対し、研修への参加促進、外部講師を招いた研修等の実施により、知識等を習得する機会を設け、人材育成を図ります。					外部研修参加 6回(計8名参加) 内部研修実施 3回(計44名参加) 情報交換会議等参加 4回	研修参加 7回(オンライン研修) 内部研修 2回(新型コロナウイルス感染症の影響により第3回は中止) 情報交換会議等参加 2回	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
80-6	女性への暴力に関する相談体制の整備	配偶者暴力相談支援センターの職員等、被害者に接する職員に対し、研修への参加促進、外部講師を招いた研修等の実施により、知識等を習得する機会を設け、人材育成を図ります。					東京都女性相談センター、東京ウィメンズプラザ等で実施する研修に参加した。	東京都女性相談センター、東京ウィメンズプラザ等で実施する研修にオンラインで参加した。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	生活福祉課
②外国人被害者への対応															
81-1	外国人被害者への対応	相談窓口の情報を多言語で提供します。					DV及び相談窓口についての案内文は、英語、中国語、韓国語、タイ語、ネパール語及びミャンマー語の6か国語で作成している。提示・配布等の実績はなし。	DV及び相談窓口についての案内文は、英語、中国語、韓国語、タイ語、ネパール語及びミャンマー語の6か国語で作成している。提示・配布等の実績はなし。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
81-2	外国人被害者への対応	相談窓口の情報を多言語で提供します。					窓口相談件数 実人員23人、延べ件数71件(生活福祉課)	窓口相談件数 実人員47人、延べ件数109件(生活福祉課)	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	生活福祉課
81-3	外国人被害者への対応	相談窓口の情報を多言語で提供します。					・外国人相談窓口を運営した。 ・テレビ通訳システムを相談時に活用した。	・外国人相談窓口を運営した。 ・テレビ通訳システムを相談時に活用した。	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	多文化共生推進課
81-4	外国人被害者への対応	相談内容を正しく理解するために相談時に通訳の確保をします。					タブレット端末によるテレビ通訳システム(多文化共生推進課事業)の利用:0回	タブレット端末によるテレビ通訳システム(多文化共生推進課事業)の利用:4回	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
81-5	外国人被害者への対応	相談内容を正しく理解するために相談時に通訳の確保をします。					外国語通訳実施件数 2件(生活福祉課)	外国語通訳実施件数 13件(生活福祉課)	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	生活福祉課
81-6	外国人被害者への対応	相談内容を正しく理解するために相談時に通訳の確保をします。					18と同じ	18と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	多文化共生推進課
81-7	外国人被害者への対応	外国人相談窓口を運営します。					18と同じ	18と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			地域振興部	多文化共生推進課
(3)被害者の安全確保と自立のための支援を行います。															
①被害者の安全確保															
82	女性・母子等の緊急一時保護	緊急保護を要する女性及び母子等を一時的に保護し、身体の安全の確保と自立を支援します。					・保護件数・緊急宿泊施設3か所(延泊) 女性 77件・ 1,080泊 母子 25件・ 993泊 合計 102件・ 2,073泊	・保護件数・緊急宿泊施設3か所(延泊) 女性 80件・ 937泊 母子 24件・ 706泊 合計 104件・ 1,643泊	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	生活福祉課
②被害者の自立に向けた支援															
83	自立支援に向けた連携	DV被害者が自立して生活できるように支援し、就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用のために、DV被害者からの相談に基づき証明書を発行するほか、さまざまな支援を行うために、関係各課が連携して取り組んでいきます。					DV被害者の自立や生活再建のため、相談に応じ、利用できる制度について助言・情報提供等を行った。また、各種手続きにあたって、必要となる証明書(22件)の発行や、区役所各課等への同行支援(延べ5件)を行った。 また、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターと連携し、児童虐待の早期対応に繋げた。 (証明書用途:保育園入園申請2件、児童手当申請4件、医療保険3件、年金事務支援措置4件、家庭裁判所提出4件、その他5件)	DV被害者の自立や生活再建のため、相談に応じ、利用できる制度について助言・情報提供等を行った。また、各種手続きにあたって、必要となる証明書(21件)の発行や、区役所各課等への同行支援(延べ3件)を行った。 また、子ども家庭支援センター・児童相談所及び医療機関とも連携し、児童虐待の早期対応に繋げた。 (証明書用途:保育園入園申請1件、住民基本台帳事務支援措置4件、児童手当申請1件、医療保険4件、年金事務支援措置3件、家庭裁判所提出1件、公営住宅入居1件及びその他6件)	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
84-1	民間団体・NPO等との連携	行政、民間団体等が連携し、被害者に対する緊急一時保護事業や被害女性への自立支援の連携体制を整備します。					緊急一時保護実績:1件	緊急一時保護実績 0件	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度取組み(予定)(G)		令和6年度以降取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
84-2	民間団体・NPO等との連携	行政、民間団体等が連携し、被害者に対する緊急一時保護事業や被害女性への自立支援の連携体制を整備します。			-		・緊急保護指定宿泊所3カ所及び東京都の施設で緊急一時保護や被害女性への自立支援を行った。	・緊急保護指定宿泊所3カ所及び東京都の施設で緊急一時保護や被害女性への自立支援を行った。	A:継続して実施		A:継続して実施			福祉部	生活福祉課
(4) 配偶者等からの暴力の防止に向けた推進体制を充実します。															
① 庁内体制の整備															
85	配偶者暴力相談支援センター事業の実施体制の検証及び充実	DV被害者からの相談から自立までの円滑な支援を行うために、連絡会議等を開催することでDV相談に関する庁内体制を強化していきます。			-		実務担当課による「配偶者暴力相談支援センター事業連絡協議作業部会」を2回開催。都及び国の統計を含む相談件数等の共有や、庁内各部署における情報管理・共有について確認した。また、DV被害者相談対応マニュアルの一部改訂、庁内各部署の事例共有を行うことで、庁内の相談支援体制の充実を図った。	実務担当課による「配偶者暴力相談支援センター事業連絡協議作業部会」を2回開催。(第1回は書面開催)庁内各部署における情報管理・共有について確認し、改訂したDV被害者相談対応マニュアルをもとに情報共有を行い、庁内の相談支援体制の充実を図った。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
② 関係機関との連携強化															
86	警察・東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携の強化	区・都の関係機関、警察、各種団体などで構成される女性問題に関する相談機関連携会議等を通して、関係機関との連携を強化します。			-		女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した	女性問題に関する相談機関連携会議を2回開催した(うち1回は書面開催)	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
③ 国・都への要望と広域対応に必要な連携の強化															
87-1	国・都への要望と連携の強化	国や都で進めることが適切な施策について、国・都に対し要望します。			-		・日本女性会議に参加し、情報交換、連携を図った。 ・主管課長会による情報の収集と意見の集約をおこなった。	・日本女性会議に参加し、情報交換、連携を図った。 ・主管課長会による情報の収集と意見の集約をおこなった。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
87-2	国・都への要望と連携の強化	広域的な対応ができるように、国や都との連携を強化します。			-		87-1と同じ	87-1と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課

No.	事業	事業概要(A)	第二次実行計画事業(B)	目標(C)		新型コロナウイルス感染症の影響(D)	令和4年度実績(E)	(参考)令和3年度実績(F)	令和5年度 of 取組み(予定)(G)		令和6年度以降 of 取組み(予定)(H)			所管部	所管
				年度	内容				方向性	変更内容	方向性	三次実計計上	変更内容		
<ともにおすすめ>目標5 協働により計画を推進するための体制づくり															
(1) 区民や事業者、NPO等の参加により男女共同参画を推進します。															
① 区民参画による男女共同参画の推進															
88	男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画に関する基本的な事項についての審議や、計画の実施状況を継続的に点検し、施策の方向性について提言していく男女共同参画推進会議を運営します。			-		・男女共同参画推進会議を4回開催した。 ・主に「男女共同参画に関する区民及び企業の意識実態調査」についての検討等を行った。	・男女共同参画推進会議を2回開催した。 ・「第三次男女共同参画推進計画」の進捗状況や性的マイノリティに関する対応事例の審議をおこなった。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
② 事業者やNPO等との協働による男女共同参画の推進															
89	しんじゆく女性団体会議等の運営	男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画に関する意見交換等を行うため、区内で活躍する女性団体等により構成される、しんじゆく女性団体会議等を運営します。			-		・偶数月に定例会を実施し、視察、公開講座などを行った。 ・視察：東京都北区防災センター ・公開講座「ユーマイラストで楽しく学ぶSDGs」参加者22人 ・公開講座「学校のいまを知り、家庭・地域とともに何ができるか考える」参加者14人	・偶数月に定例会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を1回中止し、2回書面開催とした。 ・研修を2回実施(公開講座は中止) 「ジェンダー平等から考える」女性の視点で地域防災アップ」	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
(2) 庁内における計画の推進体制を充実します。															
① 庁内での計画推進体制の推進															
90-1	男女共同参画行政推進連絡会議の運営	男女共同参画行政推進連絡会議の定期的な開催により、計画の進捗状況を確認し、新たな課題についての的確に対応していきます。			-		・男女共同参画行政推進連絡会議及び同幹事会を2回開催した。	・男女共同参画行政推進連絡会議及び同幹事会を3回開催した。	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
90-2	男女共同参画行政推進連絡会議の運営	区のあらゆる施策を男女平等の視点で点検するとともに、男女共同参画行政推進連絡会議を通して問題提起していきます。			-		90-1の実績と同様	90-1の実績と同様	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
② 計画の進捗状況管理と見直し															
91	男女共同参画の着実な推進	男女共同参画推進会議における、男女共同参画に関する基本的な事項についての審議、計画実施状況の点検、施策の方向性に関する提言および、男女共同参画行政推進連絡会議における計画の進捗状況確認等により、PDCAサイクルに基づく計画の進捗状況管理と見直しを適宜行います。			-		男女共同参画推進会議・行政推進連絡会議等で第三次男女共同参画推進計画の進捗状況の審議を行った	男女共同参画推進会議・行政推進連絡会議等で第三次男女共同参画推進計画の進捗状況の審議を行った	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
(3) 国・都と連携して、男女共同参画を進めます。															
① 国・都への要望と連携の強化															
92-1	国・東京都への要望と連携の強化	国や都で進めることが適切な施策について、国・都に対し要望します。			-		87-1と同じ	87-1と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課
92-2	国・東京都への要望と連携の強化	広域的な対応ができるように、国や東京都との連携を強化します。			-		87-2と同じ	87-2と同じ	A:継続して実施		A:継続して実施			子ども家庭部	男女共同参画課

第三次男女共同参画推進計画 令和4年度指標達成状況調査票

別紙2

事業番号	事業名	目標指標(A)	(参考)3年度末の実績(B)	4年度の実績(C)	(D)達成状況(4年度末現在)	目標(E)		年度別目標(F)	備考(G)	所管部	所管
						年度	数値等				
〈とみにみとめあう〉目標1 多様な生き方をみとめあう社会づくり											
1	1	男女共同参画を推進するための講座の実施	94%	92%	達成	2023	80%	対前年度増		子ども家庭部	男女共同参画課
2	2	男女平等・男女共同参画を目指した講演会の開催	5人	10人	達成	2023	10人	10人		子ども家庭部	男女共同参画課
3	9	広報や情報誌等を通じた男女平等の意識啓発	性別役割分担意識に反対する人の割合(区政モニターアンケート)	64.8%	69.1%	達成	2023	70%	対前年度増	子ども家庭部	男女共同参画課
4	11-2	メディア・リテラシーの向上	小学生・中学生対象に情報モラル出前授業	39回	39回	達成	2023	実施	継続実施	教育委員会事務局	教育指導課
5	11-2	メディア・リテラシーの向上	教員対象の情報モラル研修	実施	実施	達成	2023	実施	継続実施	教育委員会事務局	教育指導課
6	15-2	男女共同参画に関する意識調査の実施	「男女共同参画に関する意識について」の区政モニターアンケートの実施 年1回	年1回	年1回	達成	2023	年1回	1回	総合政策部	区政情報課
7	16	外国人への支援と交流	ネットワーク構築のための多文化共生連絡会の参加団体数	118	119	達成	2023	128	対前年度増	地域振興部	多文化共生推進課
8	19	若い世代に向けた意識啓発	若者対象講座の満足度	80%	84%	達成	2023	80%	対前年度増	子ども家庭部	男女共同参画課
9	19	若い世代に向けた意識啓発	若者のつどいの開催	1回	1回	達成	2023	年1回	1回	子ども家庭部	男女共同参画課
10	20	男性に向けた意識啓発	男性対象講座の満足度	87%	100%	達成	2023	80%	対前年度増	子ども家庭部	男女共同参画課
11	26	女性の健康支援	女性の健康支援センターの認知度	12.7%	15.3%	未達成	2023	20%	-	健康部	四谷保健センター
12	26	女性の健康支援	女性の健康づくりサポーターの活動回数	6回	8回	未達成	2023	年10回	-	健康部	四谷保健センター
13	26	女性の健康支援	女性の健康支援センターの利用者数	640人	1000人	未達成	2023	1,500人	-	健康部	四谷保健センター
14	27	メンタルヘルスの普及啓発とストレスマネジメント(こころの健康づくり)	睡眠で十分な休養が取れていない人の割合	23.4%	25.8%	未達成	2023	23.0%	-	健康部	保健予防課
15	28	身近に相談できる環境の整備	こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合	49.9%	51.4%	未達成	2022	60%	-	健康部	保健予防課、各保健センター
〈とみにささえあう〉目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進											
16	29	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の開催	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会の実施回数	年6回(各3回)	年6回(各3回)	達成	2023	年6回(各3回)	6回	子ども家庭部	男女共同参画課
17	30	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合(区政モニターアンケート)	71.7%	70.0%	未達成	2023	80%	対前年度増	子ども家庭部	男女共同参画課
18	31-1	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランス推進企業、宣言企業の認定企業数	年3社	年10社	未達成	2023	年20社 推進企業 年5社 推進宣言企業 年15社	年20社 推進企業 年5社 推進宣言企業 年15社	子ども家庭部	男女共同参画課
19	31-2	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業から推進認定企業へステップアップした企業数	0社	1社	達成	2023	年1社	1社	子ども家庭部	男女共同参画課
20	33	ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰	ワーク・ライフ・バランス推進認定企業から表彰企業になった企業数	2社	3社	達成	2023	年2社	2社	子ども家庭部	男女共同参画課
21	34-1	働き方による不利益を解消するためのしくみづくり	ワーク・ライフ・バランスセミナー、勉強会実施回数	年6回(各3回)	年6回(各3回)	達成	2023	年6回(各3回)	6回	子ども家庭部	男女共同参画課
22	39-1	区職員に対するハラスメント防止体制の強化	職場におけるハラスメント防止体制の取組み	新宿区ハラスメント防止に関する指針の周知	ハラスメント防止の基本方針策定	達成	2023	ハラスメント防止の基本方針策定	-	総務部	人事課
23	39-2	区職員に対するハラスメント防止体制の強化	セクシュアル・ハラスメントに関する事故件数	0件	0件	達成	2023	0件	0件	教育委員会事務局	教育指導課
24	39-2	区職員に対するハラスメント防止体制の強化	服務事故防止研修の実施	すべての区立学校で実施	すべての区立学校で実施	達成	2023	すべての区立学校で実施	すべての区立学校で実施	教育委員会事務局	教育指導課
25	40	着実な保育所得機児童対策の推進	保育所得機児童数	0人	0人	達成	2023	0人	-	子ども家庭部	保育課
26	41	放課後の居場所の充実	「ひろばプラス」の実施箇所数	27所	28所	未達成	2023	29所	-	子ども家庭部	子ども家庭支援課
27	41	放課後の居場所の充実	学童クラブ利用者アンケートの満足度	98.1%	98.9%	達成	2023	90%	-	子ども家庭部	子ども家庭支援課

第三次男女共同参画推進計画 令和4年度指標達成状況調査票

別紙2

事業番号	事業名	目標指標(A)	(参考)3年度末の実績(B)	4年度の実績(C)	(D)達成状況(4年度末現在)	目標(E)		年度別目標(F)	備考(G)	所管部	所管	
						年度	数値等					
28	42	子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	子ども総合センターにおける義務教育修了後の相談対応件数	97件	127件	達成	2023	110件	-		子ども家庭部	子ども家庭支援課
29	43	地域における子育て支援サービスの推進	利用者支援事業における相談数	2299人/年	2803人/年	達成	2023	1,420人/年	-		子ども家庭部	子ども家庭支援課
30	43	地域における子育て支援サービスの推進	子育て支援講座の実施	3所	2所	未達成	2023	5所	-		子ども家庭部	子ども家庭支援課
31	43	地域における子育て支援サービスの推進	子育て支援講座の受講者の満足度	100%	100%	達成	2023	90%	-		子ども家庭部	子ども家庭支援課
32	44	身近に相談できる環境の整備	こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知っている人の割合	49.9%	51.4%	未達成	2022	60%	-		健康部	保健予防課、各保健センター
33	47	ファミリーサポート事業の推進	提供会員(両方会員含む)会員数	365人	368人	未達成	2023	405人	対前年度比2%増		子ども家庭部	子ども家庭支援課
34	48	妊産期からの子育て支援(出産・子育て応援事業)	産後ケア事業利用者へのアンケートで利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合	97.8%	98.2%	達成	2023	80%	-		健康部	健康づくり課
35	49	子育て中の親に対する学習機会の充実	家庭教育講座の実施回数	7回	22回	-	2023	50回	継続実施	新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、評価を行えないため「-」	教育委員会事務局	教育支援課
36	49	子育て中の親に対する学習機会の充実	入学前プログラムの実施回数	全中止	29回	達成	2023	29回	継続実施		教育委員会事務局	教育支援課
37	50-1	在宅子育てサービスの充実	落合三世代交流サロンの利用者数	2,831人	3,392人	達成	2023	2,120人	対前年度比1%増		子ども家庭部	子ども家庭支援課
38	50-2	在宅子育てサービスの充実	ひろば利用者	47,563人	63,445人	達成	2023	34,100人	対前年度比1%増		子ども家庭部	子ども家庭支援課
39	53	介護保険サービスの基盤整備	小規模多機能型居宅介護等の登録定員数	8所 212人	9所 241人	達成	2023	9所 241人	-		福祉部	介護保険課
40	53	介護保険サービスの基盤整備	認知症高齢者グループホームの定員数	11所 180人	12所 198人	未達成	2023	14所 252人	-		福祉部	介護保険課
41	53	介護保険サービスの基盤整備	ショートステイの定員数	11所 112人	12所 119人	達成	2023	12所 132人	-	ショートステイの定員(3所13名)が特養ホームに移行したため、達成とする。	福祉部	介護保険課
42	53	介護保険サービスの基盤整備	区内特別養護老人ホームの定員数	9所 673人	10所 762人	達成	2023	10所 749人	-		福祉部	介護保険課
くともにかがやく目標3 あらゆる場面における男女共同参画の推進												
43	54-2	女性の就職・再就職の支援	育児ママの再就職準備講座 満足度	100%	89%	達成	2023	80%	対前年度増		子ども家庭部	男女共同参画課
44	56	就業促進支援事業	対象企業数	支援対象事業所 243社 (内 人材獲得事業所数 34社)	支援対象事業所数157社 (内 人材獲得事業所数 46社)	達成	2021	30社	-		文化観光産業部	消費生活就労支援課
45	56	就業促進支援事業	雇用・就業者数	雇用・就業者数 女性64名 外国人31名	雇用・就業者数 女性29名 外国人20名	未達成	2021	女性15人 外国人25人	-		文化観光産業部	消費生活就労支援課
46	57	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭自立支援促進事業における就労支援により、就労形態が正規の職員または常勤となった者の割合	50.0%	44.4%	未達成	2023	現状維持	現状維持		子ども家庭部	子ども家庭課
47	58	区の審議会等における女性委員の割合	審議会等における女性委員の比率	37.3%	36.7%	未達成	2023	40%	-		子ども家庭部	男女共同参画課
48	60-16	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	管理職に占める女性職員の割合	23.1%	22.3%	達成	2023	22%	-		総務部	人事課
49	60-16	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	総括係長に占める女性職員割合	29.8%	32.1%	達成	2023	25%	-		総務部	人事課
50	60-16	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	係長級に占める女性職員の割合	51.3%	51.9%	達成	2023	46%	-		総務部	人事課
51	64	女性の視点を取り入れた避難所の運営	女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップの実施	2地区実施	2地区実施	達成	2023	10地区	2地区ずつ実施		危機管理担当部	危機管理課
52	64	女性の視点を取り入れた避難所の運営	全地区でのワークショップの実施結果を踏まえた総合的なシンポジウムの開催	-	-	未達成	2023	1回	令和5年度開催		危機管理担当部	危機管理課
53	65-1	家庭・地域団体に対する多様な学習機会や情報の提供	幼稚園・小学校・中学校PTA等の家庭教育講座担当者向けの情報提供	実施	実施	達成	2023	実施	継続実施		教育委員会事務局	教育支援課

第三次男女共同参画推進計画 令和4年度指標達成状況調査票

別紙2

事業番号	事業名	目標指標(A)	(参考)3年度末の実績(B)	4年度の実績(C)	(D)達成状況(4年度末現在)	目標(E)		年度別目標(F)	備考(G)	所管部	所管
						年度	数値等				
54	67-1	男女共同参画の視点からの教育活動の編成	100%	100%	達成	2023	すべての区立学校で実施	-		教育委員会事務局	教育指導課
55	68	適切な進路指導の徹底	年3回	年3回	達成	2023	年5回	各年度5回		教育委員会事務局	教育指導課
56	69	男女平等教育研修の充実	100%	100%	達成	2023	100%	-		教育委員会事務局	教育指導課
くともにおもいやる)目標4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現											
57	72-2	「女性の人権」に関する意識の向上	96%	94%	達成	2023	80%	対前年度増		子ども家庭部	男女共同参画課
58	73-4	配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進	75.5%	76.5%	達成	2023	80%	対前年度増		子ども家庭部	男女共同参画課
59	75-4	児童虐待やいじめの防止に向けた取組み	100%	100%	達成	2023	100%	-		教育委員会事務局	教育指導課

達成件数	
達成	42
未達成	16
—	1